

松戸市管理道路の道路掘削・復旧等の基準

松戸市 建設部

道路維持課

平成 31 年度改定

松戸市管理道路の掘削・道路復旧等の基準

(趣旨)

- 1 本基準は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）に基づき、道路管理者以外の者が行う道路に関する工事（以下「工事」という。）等における道路掘削、復旧及び改築について適用する。

(対象道路)

- 2 本基準を適用する道路は、松戸市が管理する道路をいう。

(適用範囲)

- 3 工事を行おうとする者は、本基準及び「宅地開発事業等に係る道路整備標準構造図」による構造とする。これらに記載のない事項等については、協議により定めるものとする。

(申請)

- 4 工事を行おうとする者は、工事着手前に所定の書式により必要書類を添えて、松戸市長へ申請しなければならない。

- 1) 工事を行おうとする者は、道路管理者以外が管理するものに対して改築等を行う場合は、その管理者と協議を実施しなければならない。

(承認等)

- 5 松戸市長は、申請があったときは、内容を審査したうえで通知書等を交付するものとする。

- 1) 松戸市長は、承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(変更または工事期間延長の申請)

- 6 工事の承認を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、当該承認を受けた事項を変更または工事期間延長をしようとするときは、あらかじめ所定の書式により必要書類を添えて、松戸市長へ申請しなければならない。

(変更及び工事期間延長の承認等)

- 7 松戸市長は、申請があったときは、内容を審査したうえで通知書等を交付するものとする。

- 1) 松戸市長は、変更または工事期間延長の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(工事施行の中止)

- 8 工事施行者は、工事の施行を中止しようとするときは、すみやかに所定の書式により必要書類を添えて、松戸市長へ届出なければならない。

(工事の施行)

- 9 工事施行者は、工事の施行に当たっては、危険防止のため必要な設備を設け、事故の発生を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保し、工事に伴う騒音、振動等の発生防止に努めなければならない。
- 1) 工事施行者は、工事施行中に道路及び道路附属物を損傷した場合は、直ちに松戸市長へ報告し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。
 - 2) 工事施行者は、工事の施行に起因して第三者に損害を与えた場合は、自らの責任において処理しなければならない。

(承認の取消し等)

- 10 松戸市長は、工事施行者が次のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消し、又は承認に付した条件を変更することができる。
- 1) 道路に関する法令及びこの本基準の規定に違反したとき。
 - 2) 承認を受けた内容又は承認に付した条件に違反したとき。
 - 3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
 - 4) その他、公益の確保その他の理由により松戸市長が必要と認めるとき。
 - (1) 松戸市長が承認を取り消したときは、工事施行者は、道路の現状回復その他の必要な措置を講じなければならないものとし、その費用については工事施行者が負担するものとする。

(検査)

- 11 工事施行者は、工事完了後速やかに所定の書式により必要書類を添えて、松戸市長へ完了届を提出し検査を受けなければならない。
- 1) 道路管理者が必要と認める場合には、検査を行うことができる。
 - 2) 検査に当たっては、完了届をもって行うことができる。

(責任期間)

- 12 工事施行者は、検査が完了した日から起算して2年間において、責任を負うものとする。ただし、この期間中、他の工事を実施した場合は、この限りではない。
- 1) 工事施行者は、この期間中に工事箇所が破損したとき又は工事に起因して影響を周囲に生じさせた場合は、道路管理者の指示に従い、復旧しなければならないものとし、その費用については工事施行者が負担するものとする。
 - 2) 承認を受けた内容と相違がある場合は、この期間によらず責任を負うものとする。なお、工事施行者は、道路管理者の指示に従い道路の現状回復その他の必要な措置を講じなければならないものとし、その費用については工事施行者が負担するものとする。

(財産の帰属)

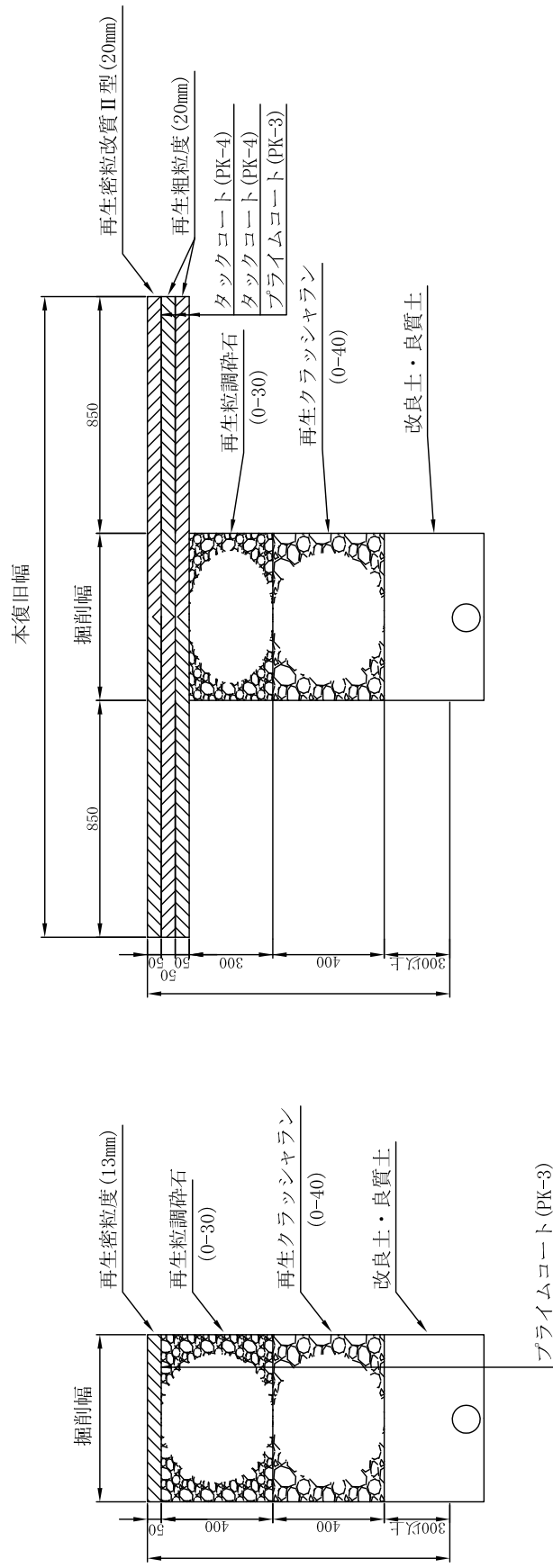
- 13 工事により築造された道路及び道路附属物は、検査が完了した時点から松戸市へ帰属するものとする。

松戸市主-1

(交通区分：N6・旧C交通)

仮復旧

本復旧



* 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。

* 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。

注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

(横断占用適用図)

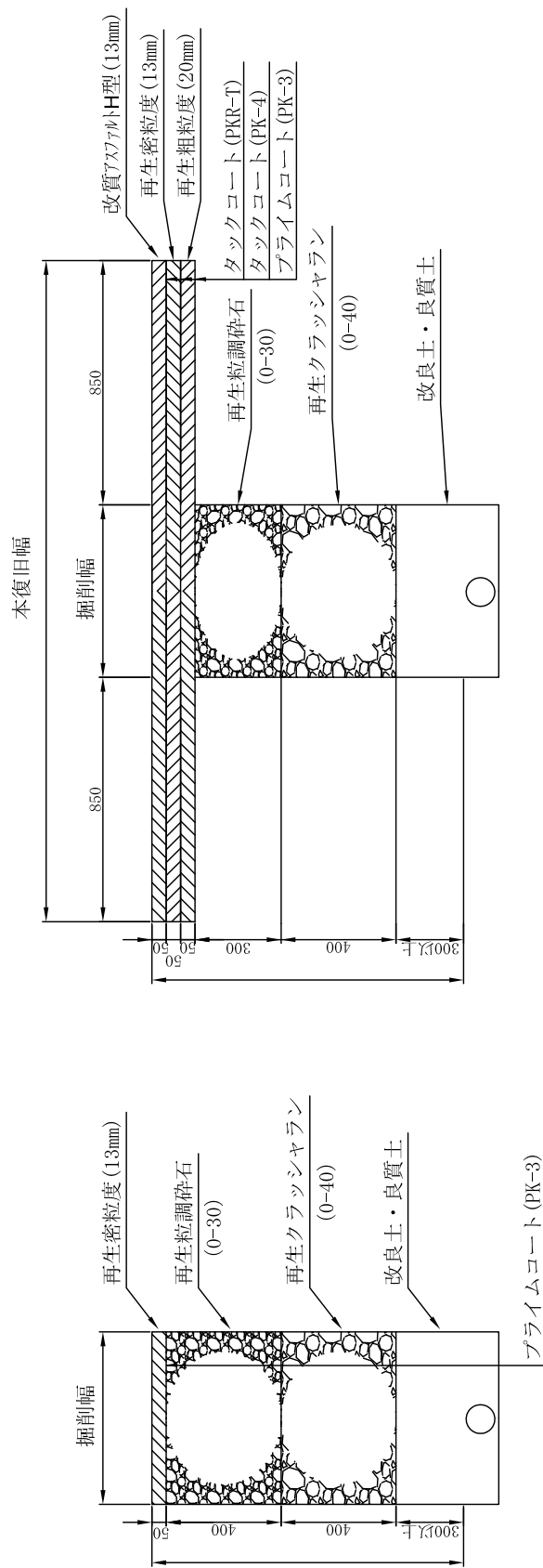
松戸市主-1

(交通区分: N6・旧C交通)

(排水性舗装)

仮復旧

本復旧



- * 占用物の埋設深さは、別途定める基準による。
 - * 導水パイプ設置については、別図『端部接合図面』を参考にすること。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

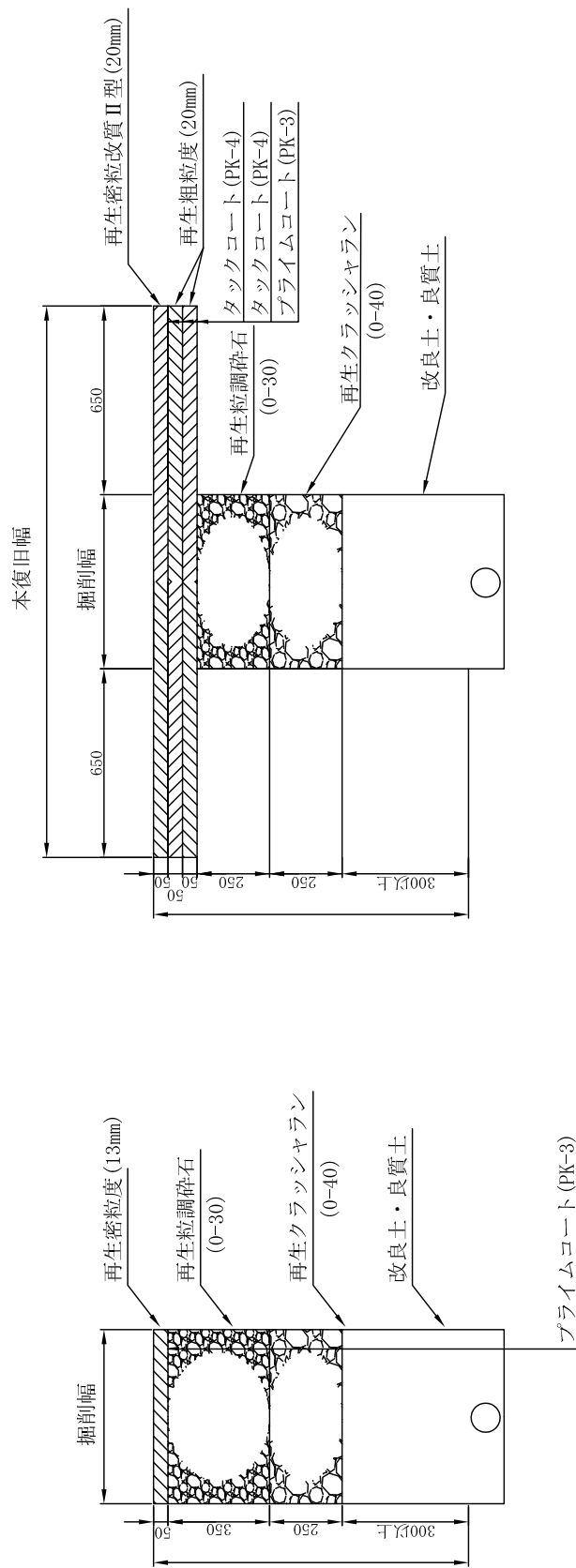
(横断占用適用図)

松戸市主-1

(交通区分：N5・旧B交通)

仮復旧

本復旧



- * 占用物の埋設深さは、別途定める基準による。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

(横断占用適用図)

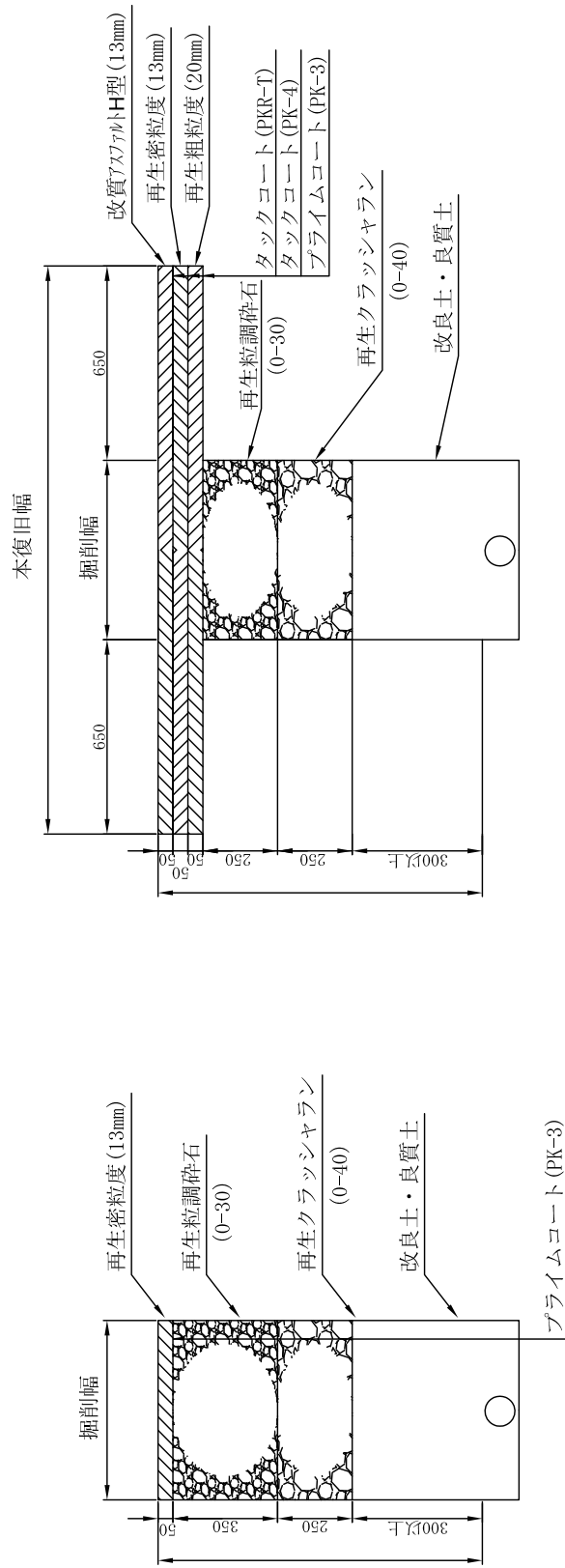
松戸市主一1

(交通区分：N5・旧B交通)

(排水性舗装)

仮復旧

本復旧



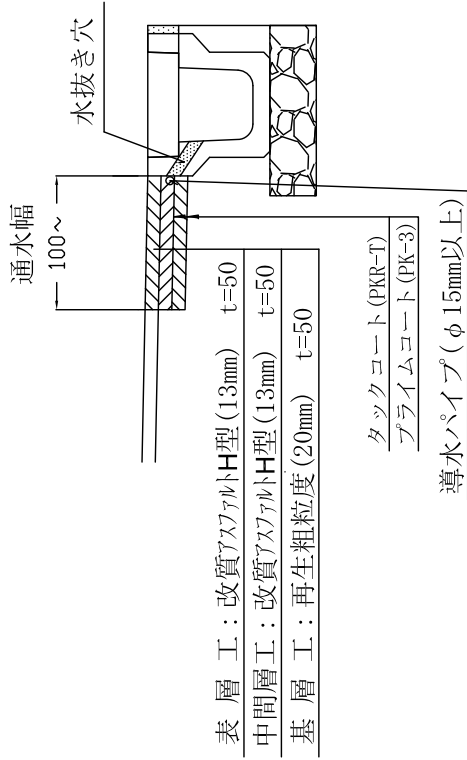
- * 占用物の埋設深さは、別途定める基準による。
 - * 導水パイプ設置については、別図『端部接合図面』を参考にすること。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

(横断占用適用図)

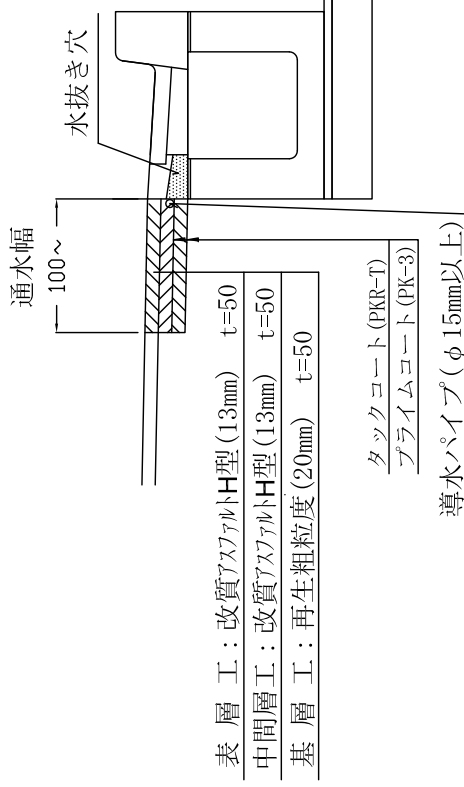
端部接合図面

(排水性舗装)

側溝接続部



街渠柵接続部



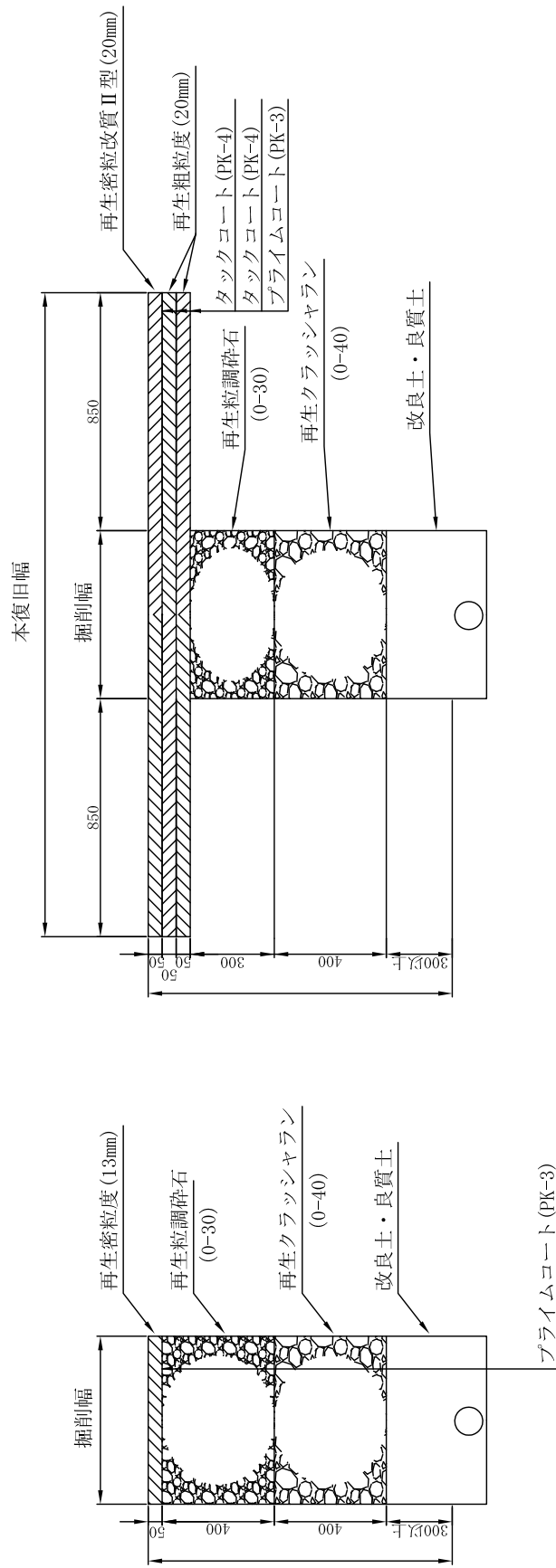
- * 導水パイプ接続は原則10mおきに一箇所を施すこと。
また、接続方法については、車道形態が場所により異なることから、上記排水経路以外の場合、協議により決定するものとする。

松戸市主一2

(交通区分：N6・旧C交通)

仮復旧

本復旧



- * 占用物の埋設深さは、別途定める基準による。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

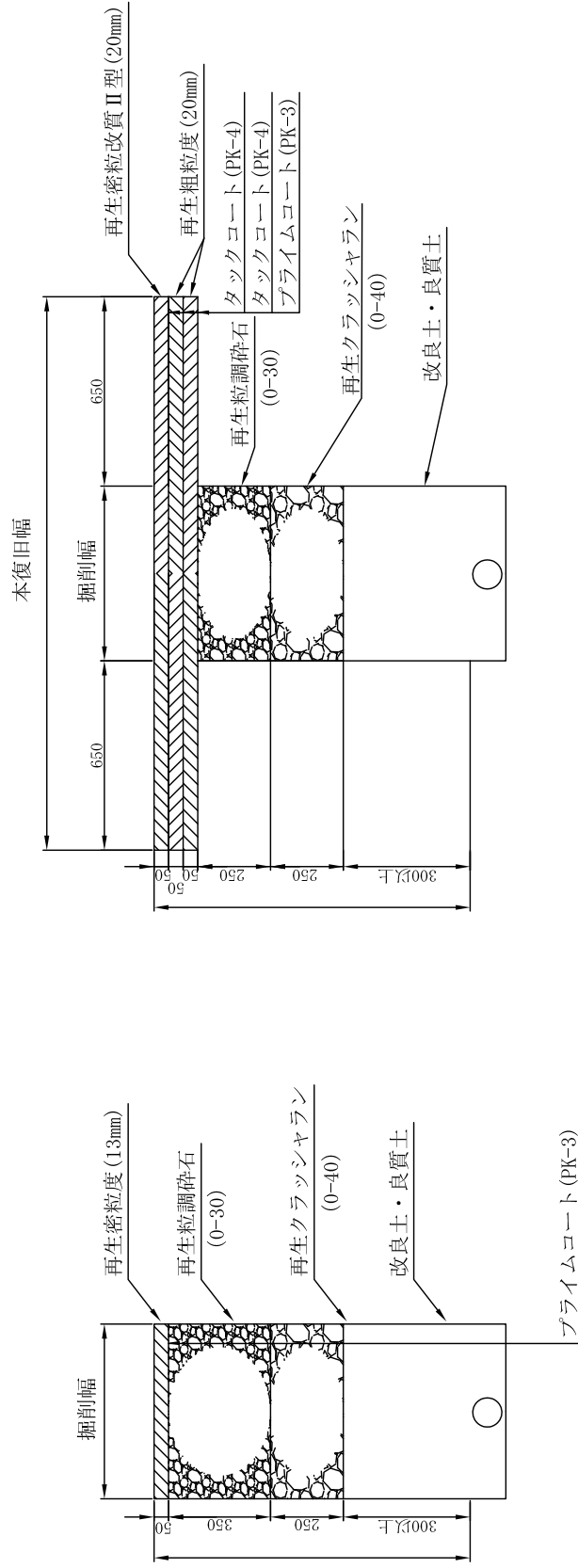
(横断占用適用図)

松戸市主一2

(交通区分：N5・旧B交通)

仮復旧

本復旧



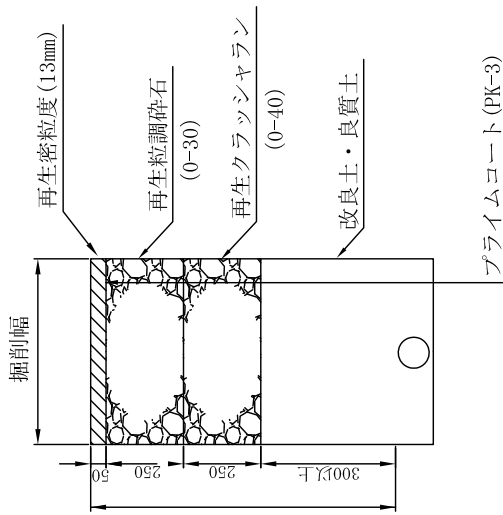
- * 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

(横断占用適用図)

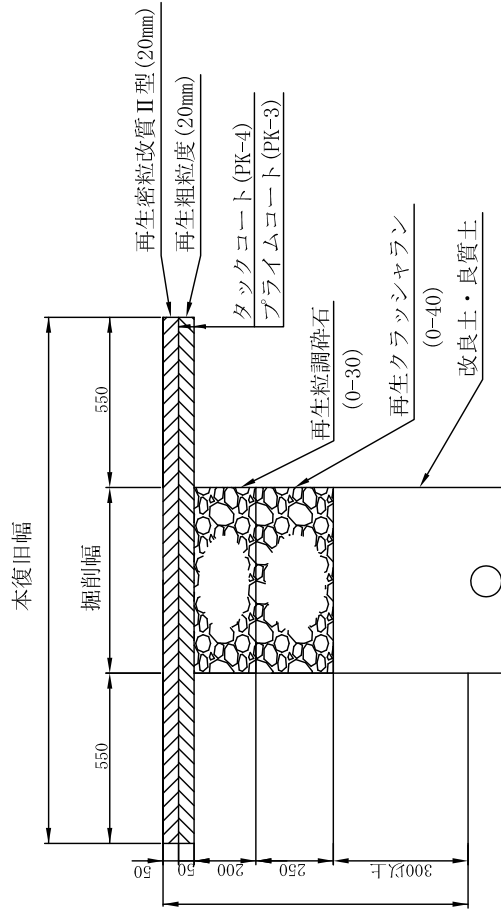
松戸市主一2

(交通区分：N4・旧A交通)

仮復旧



本復旧



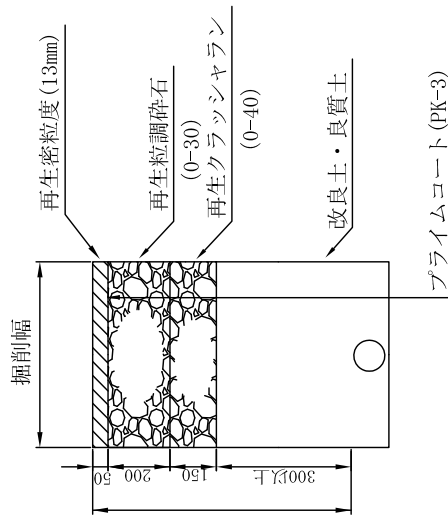
- * 占用物の埋設深さは、別途定める基準による。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

(横断占用適用図)

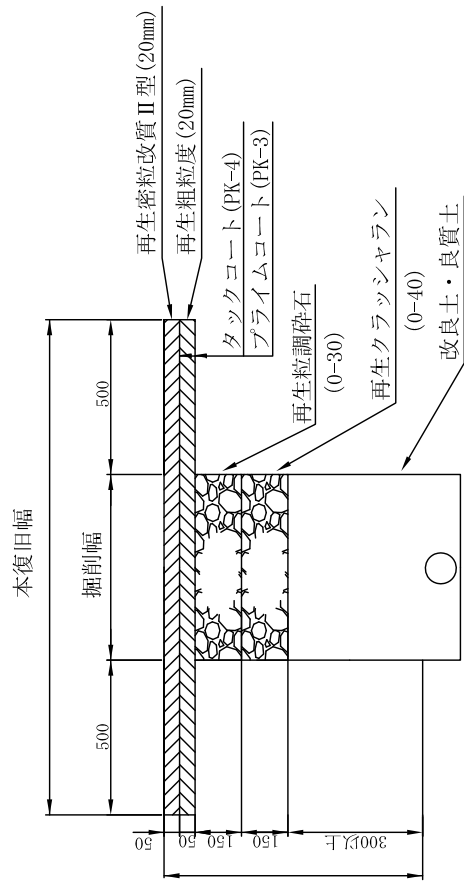
松戸市主一2

(交通区分：N3・旧L1 交通)

仮復旧



本復旧



- * 占用物の埋設深さは、別途定める基準による。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

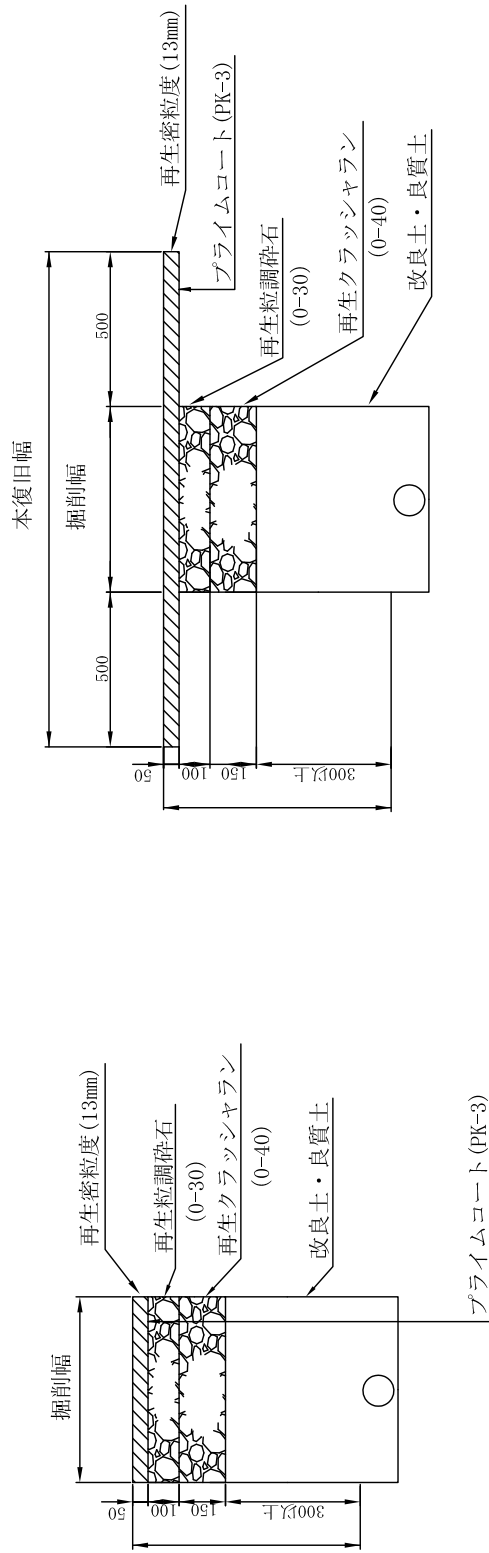
(横断占用適用図)

松戸市主一2

(交通区分：N2・旧L2 交通)

仮復旧

本復旧



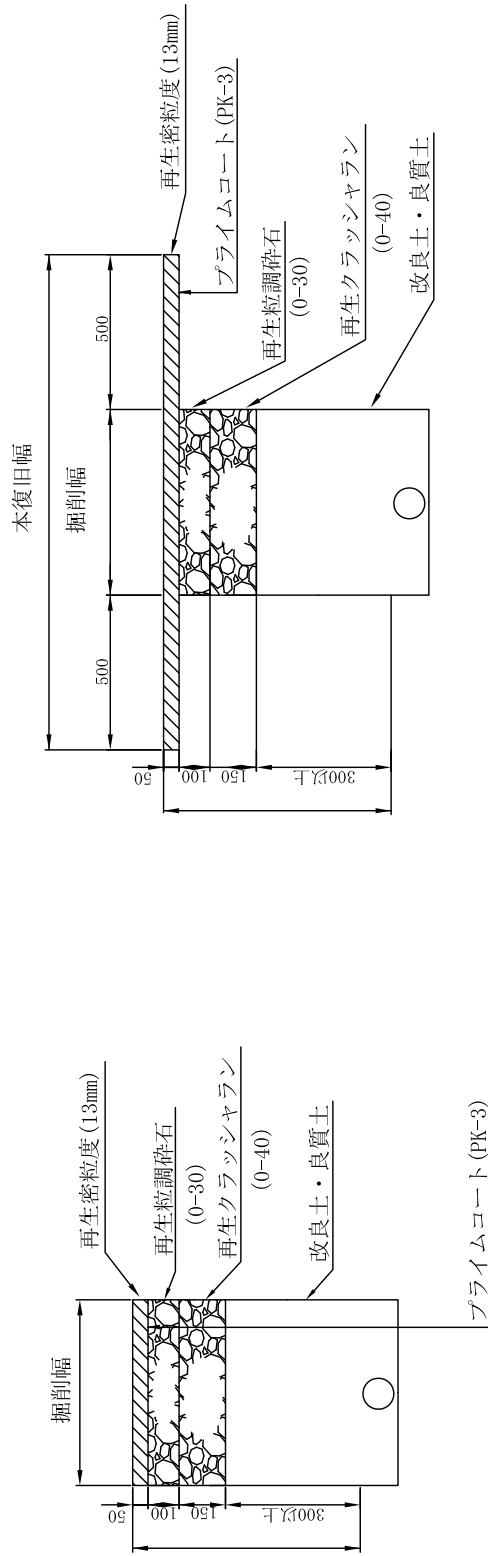
- * 占用物の埋設深さは、別途定める基準による。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

(横断占用適用図)

松戸市一般

仮復旧

本復旧

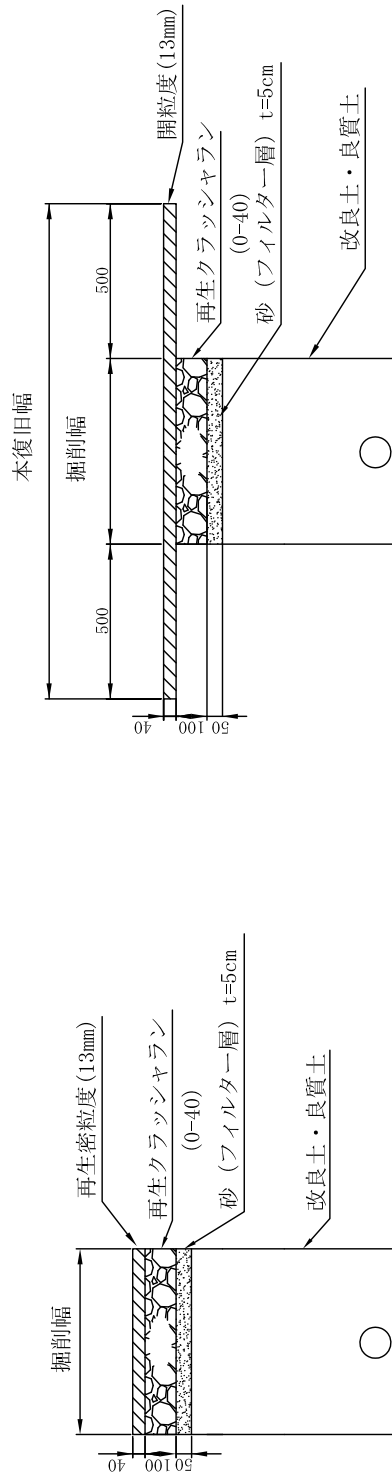


- * 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。
(横断占用適用図)

松戸市普通歩道(一般部)

仮復旧

本復旧



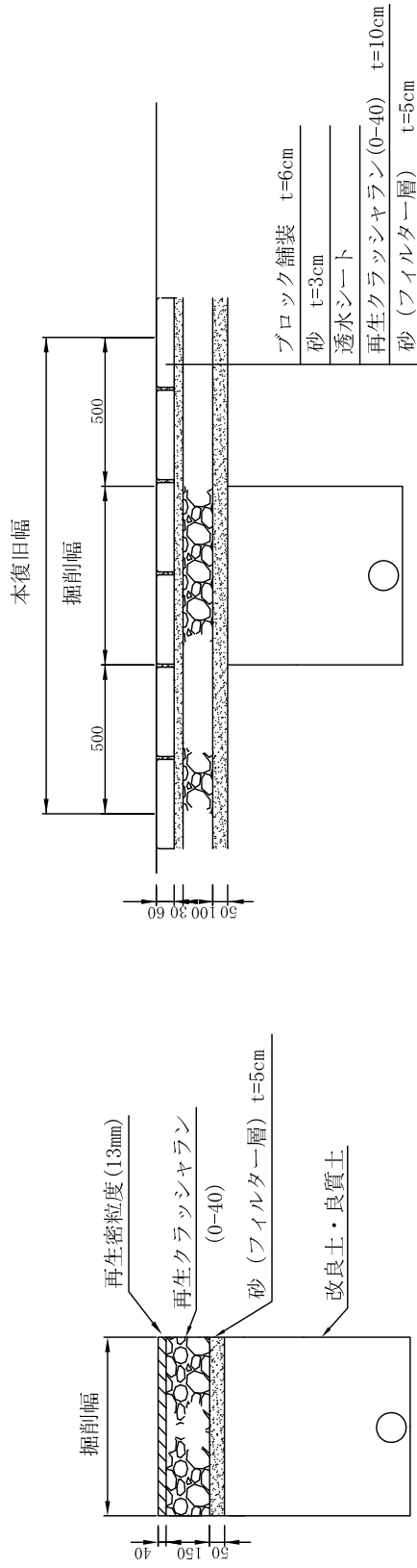
- * 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。
- 注 横断復旧は幅2mを最小とし、全幅員とする。

(横断占用適用図)

松戸市普通歩道(ブロック部)

仮復旧

本復旧



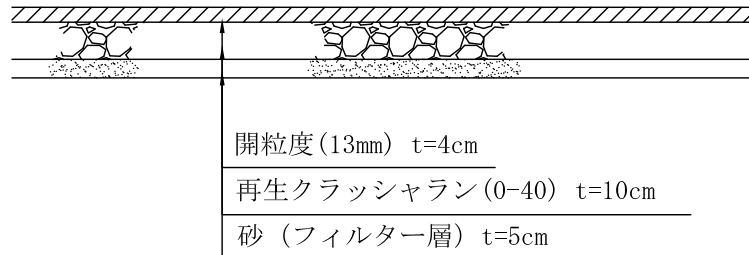
- * 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。
- 注 横断復旧は幅2mを最小とし、全幅員とする。
(本復旧幅に掛かるブロックまでとする。)

(横断占用適用図)

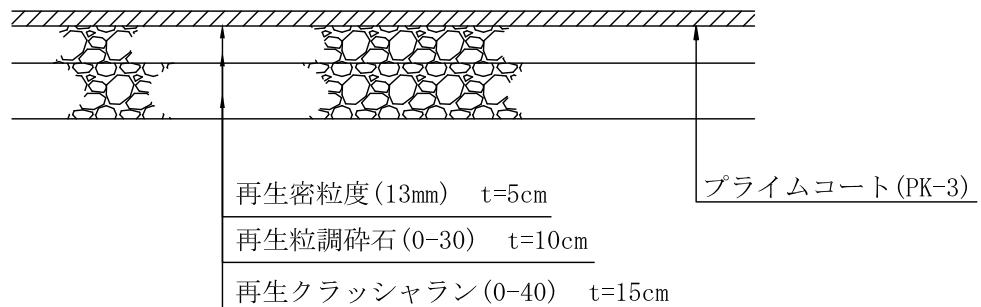
標準構造図 (歩道)

1. アスファルト舗装

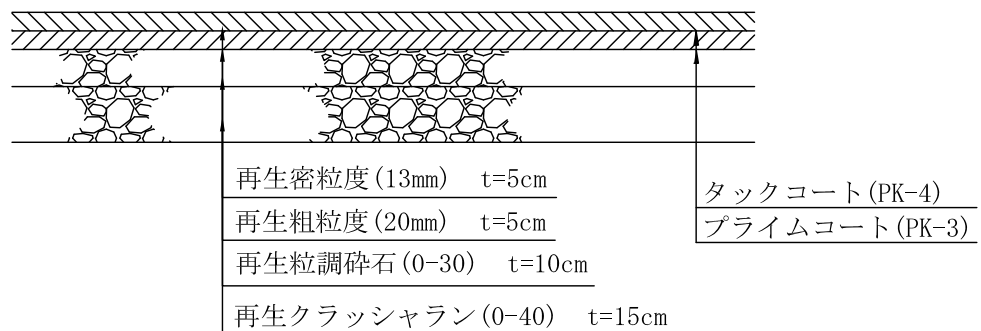
(1) 一般部



(2) 車両出入口部 (車両の出入が比較的少ない箇所)

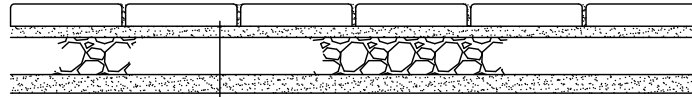


(3) 車両出入口部 (不特定多数の出入庫がある箇所)



2. ブロック舗装

(1) 一般部



ブロック舗装 t=6cm

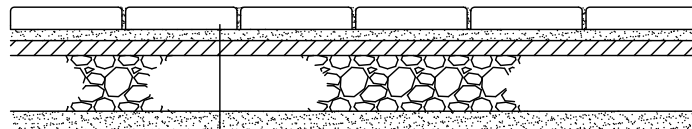
砂 t=3cm

透水シート

再生クラッシュラン(0-40) t=10cm

砂 (フィルター層) t=5cm

(2) 車両出入口部



ブロック舗装 (透水性車道用) t=8cm

砂 t=2cm

透水シート

開粒度(13mm) t=4cm

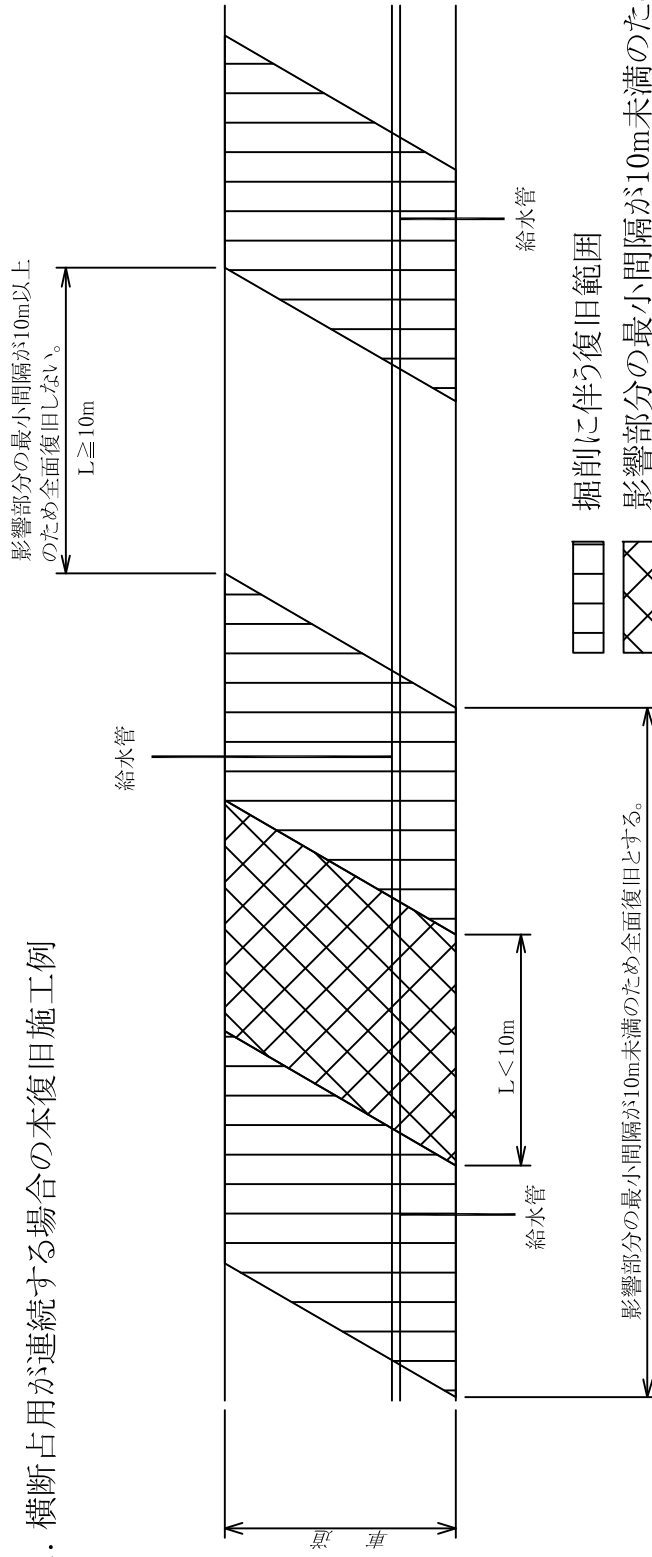
再生クラッシュラン(0-40) t=15cm

砂 (フィルター層) t=5cm

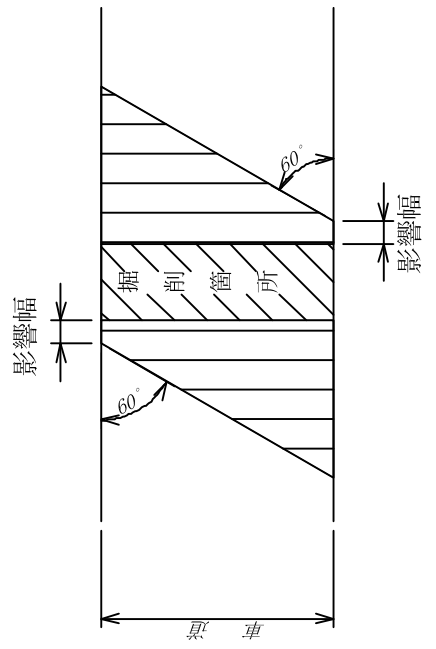
車道本復旧施工図(横断)占用適用図

幅員 5m未満

1. 横断占用が連続する場合の本復旧施工例



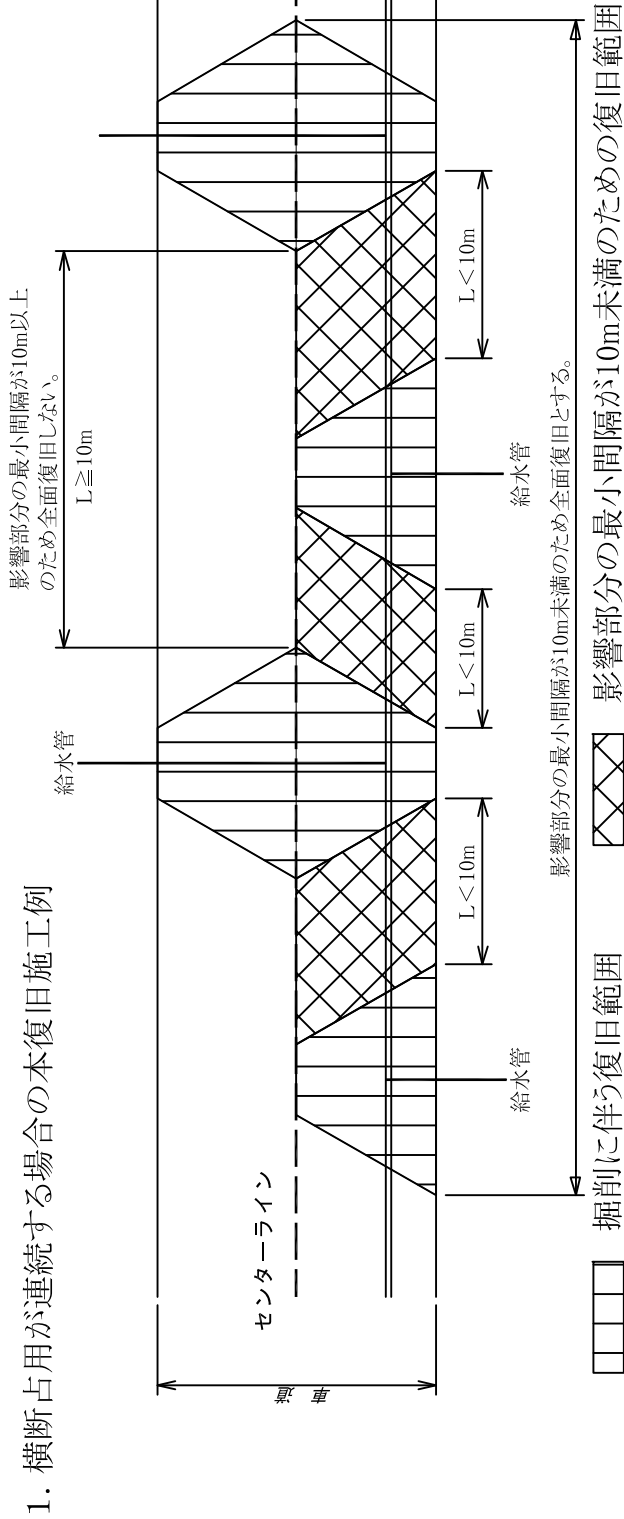
2. 掘削幅が狭い場合の本復旧施工例



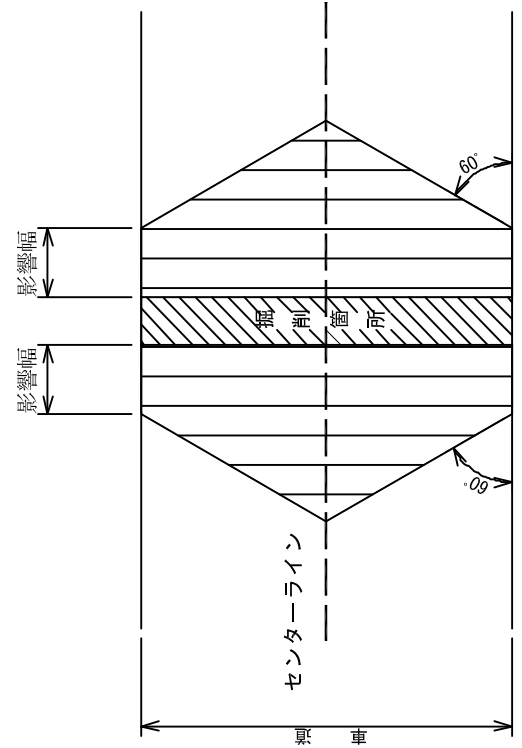
注) 同一路線で他の工事と競合する場合の舗装本復旧は最終の施工者を定め、路面の舗装継目が最小になるよう一面整備を行ってください。
 道路附属物等の改築に伴うアスファルト復旧においても適用する。また、交差点及び道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

車道本復旧施工図(横断)占有適用図

幅員 5m以上



2. 掘削幅が狭い場合の本復旧施工例



影響幅(mm)	
主-1	650~850
主-2	500~850
一般	500

注) 同一路線で他の工事と競合する場合の舗装本復旧は最終の施工者を定め、路面の舗装継目が最小になるよう一面整備を行ってください。
 道路附属物等の改築に伴うアスファルト復旧においても適用する。また、交差点及び道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

主要幹線1級市道 舗装構成一覧表

No. 1

路線名	場所		舗装構成区分	
	起 点	終 点	現	旧
主-1-1	古ヶ崎838-1	横須賀464	N ₆ ・N ₅	C・B*
主-1-2	馬橋1844-1	西馬橋幸町123	N ₅	B
主-1-3	二ツ木1782-1	三ヶ月1277	N ₅	B
主-1-4	小金きよしヶ丘1丁目7-3	馬橋102-2	N ₅	B
主-1-5	幸谷124-1	横須賀675	N ₅	B*
主-1-6	東平賀19-1	大金平432-2	N ₅	B*
主-1-7	小金きよしヶ丘3丁目11-5	小金きよしヶ丘1丁目2-14	N ₅	B
主-1-8	八ヶ崎1027-1	小金原6丁目13	N ₅	B
主-1-9	小金原1丁目34-6	金ヶ作202-1	N ₅	B*
主-1-10	二ツ木339-7	常盤平17-10	N ₆ ・N ₅	C*・B
主-1-11	八ヶ崎321-2	八ヶ崎476-1	N ₅	B
主-1-12	馬橋3073	馬橋3003	N ₅	B
主-1-13	千駄堀1863	千駄堀1844	N ₅	B
主-1-14	上本郷3丁目4060	千駄堀1831	N ₅	B
主-1-15	上本郷900-5	上本郷1丁目3000	N ₅	B
主-1-16	南花島3丁目41-35	日暮382-1	N ₅	B*
主-1-17	稔台660-1	日暮165	N ₅	B*
主-1-18	常盤平9-2	常盤平24-10	N ₅	B*
主-1-19	常盤平18-3	常盤平1-1	N ₅	B*
主-1-20	六高台2丁目47	六高台8丁目1	N ₅	B
主-1-21	五香六実616	六高台56	N ₅	B
主-1-22	常盤平21-11	松飛台521-2	N ₅	B
主-1-23	岩瀬151-4	申崎新田187-4	N ₅	B*
主-1-24	紙敷736-2	紙敷705-2	N ₅	B
主-1-25	三矢小台3丁目9-11	二十世紀が丘梨元町109	N ₅	B*
主-1-26	小山333-1	小山25-1	N ₅	B
主-1-27	松戸1048-1	松戸1766-1	N ₅	B
主-1-28	松戸1177-1	松戸1178-3	N ₅	B
主-1-29	本町12-11	松戸2160-2	N ₅	B
主-1-30	岩瀬150-4	根本13-1	N ₅	B*
主-1-31	竹ヶ花208-1	松戸1368-7	N ₅	B*
主-1-32	南花島2丁目21-1	古ヶ崎2丁目3240-4	N ₆ ・N ₆	C*
主-1-33	五香六実699-2	高柳新田97-9	N ₅	B
主-1-34	八ヶ崎477-1	千駄堀1113-11	N ₆	C*

○：一部排水性舗装

□：一部特殊舗装（たわみ、スピードセーブ、ハンブ他）

*：一部特殊舗装

主要幹線 1 級市道 舗装構成一覧表

No. 2

路 線 名	場 所		舗装構成区分	
	起 点	終 点	現	旧
主一 1 - 3 5	日暮5丁目500	河原塚313-1	N ₆	C
主一 1 - 3 6	秋山112-15	秋山111-1	N ₅	B
主一 1 - 3 7	和名ヶ谷30-2	和名ヶ谷685-1	N ₅	B
主一 1 - 3 8	紙敷128	紙敷374-1	N ₅	B*
主一 1 - 3 9	紙敷447-1	紙敷131-1	N ₅	B
主一 1 - 4 0	紙敷1010-1	紙敷1154-5	N ₅	B
主一 1 - 4 1	幸谷72-5	二ツ木336-1	N ₅	B*

○：一部排水性舗装
□：一部特殊舗装（たわみ、スピードセーブ、ハンブ他）
*：一部特殊舗装

主要幹線2級市道 舗装構成一覽表

No. 1

路線名	場所		舗装構成区分	
	起 点	終 点	現	旧
主-2-1	馬橋3395	馬橋1796-1	N ₄	A
主-2-2	主水新田536-6	西馬橋幸町23	N ₅	B
主-2-3	主水新田341-3	西馬橋蔵元町79	N ₃	L1
主-2-4	主水新田186	七右衛門新田218	N ₂	L2
主-2-5	新松戸52	旭町4丁目1242	N ₃	L1
主-2-6	横須賀279-1	馬橋512-1	S63.02.22廃止	
主-2-7	新松戸114-1	新松戸7丁目246-1	N ₅	B
主-2-8	大谷口356-16	新松戸1丁目113-1	N ₄	A
主-2-9	大金平2丁目96-1	幸田234-1	N ₄	A
主-2-10	大金平5丁目395	平賀135-30	N ₄	A
主-2-11	幸田3丁目165	幸田4丁目140	N ₄	A
主-2-12	東平賀241-2	中金杉1丁目14	N ₂	L2
主-2-13	久保平賀286-1	小金原1丁目6-4	N ₄	A
主-2-14	小金原12-20	小金原1丁目1-3	N ₅	B
主-2-15	二ツ木198-1	小金原4丁目11-5	N ₅	B
主-2-16	小金原4丁目24-6	小金原8丁目8-9	N ₄	A
主-2-17	八ヶ崎817-46	八ヶ崎176-1	(N ₂)	L2*
主-2-18	小金原6丁目8-10	小金原5丁目4-6	N ₄	A
主-2-19	小金原7丁目11-9	小金原8丁目8-1	N ₅	B
主-2-20	金ヶ作250-34	金ヶ作301-26	N ₆ ・N ₂	C・L2
主-2-21	金ヶ作270-20	金ヶ作297-7	N ₄	A*
主-2-22	六高台4丁目91	高柳1597-3	N ₃	L1
主-2-23	六高台4丁目209	六高台9丁目1-5	N ₅	B
主-2-24	五香六実346-1	五香六実280-12	N ₄	A
主-2-25	五香六実270-37	五香六実275-4	N ₅	B
主-2-26	五香六実255-188	五香六実275-4	N ₃	L1
主-2-27	五香六実180-10	五香六実19-74	N ₃	L1
主-2-28	松飛台44-1	五香六実742-10	N ₃	L1
主-2-29	串崎新田63-15	松飛台265-1	N ₅	B
主-2-30	松飛台391-3	松飛台364	N ₅	B
主-2-31	田中新田48-2	紙敷107-2	(N ₅)	B*
主-2-32	紙敷734-3	紙敷168-2	N ₅	B
主-2-33	河原塚400-14	田中新田51-5	N ₅	B
主-2-34	牧の原749-8	牧の原33	N ₃	L1

○：一部排水性舗装

□：一部特殊舗装（たわみ、スピードセーブ、ハンプ他）

*：一部特殊舗装

主要幹線2級市道 舗装構成一覧表

No. 2

路線名	場所		舗装構成区分	
	起 点	終 点	現	旧
主-2-35	五香六実5-29	牧の原98	N ₄	A
主-2-36	牧の原435-15	牧の原435-19	N ₄	A
主-2-37	牧の原2-65	牧の原7-243	N ₃	L1
主-2-38	常盤平5丁目23-1	常盤平1	N ₃	L1
主-2-39	常盤平陣屋前9-1	常盤平17-15	□N ₄	A*
主-2-40	常盤平西窪町7-14	常盤平柳町16-3	N ₃	L1
主-2-41	常盤平柳町1-1	常盤平柳町9-8	N ₅	B
主-2-42	常盤平柳町26-1	金ヶ作120-9	N ₄	A
主-2-43	八ヶ崎225-1	金ヶ作225-2	N ₅	B
主-2-44	八ヶ崎608-5	千駄堀16-1	N ₃	L1
主-2-45	千駄堀6-2	上本郷4090-1	N ₂	L2
主-2-46	金ヶ作45-4	日暮359	N ₄	A
主-2-47	松戸新田578-9	松戸新田577-70	N ₃	L1
主-2-48	松戸新田270-13	仲井町2丁目49	N ₃	L1
主-2-49	胡録台362-2	仲井町3丁目1	N ₃	L1
主-2-50	南花島1丁目6-7	上本郷1丁目3125	N ₄	A
主-2-51	馬橋1880-3	上本郷1丁目3101	N ₄	A
主-2-52	馬橋1923-1	千駄堀1558	N ₃	L1
主-2-53	上本郷2丁目3660	上本郷3丁目4391-2	N ₃	L1
主-2-54	北松戸2丁目3-9	中和倉582	N ₃	L1
主-2-55	古ヶ崎4丁目3579	北松戸1丁目2-7	□N ₄ ・N ₂	A*・L2
主-2-56	栄町6丁目460-2	栄町西4丁目1249-4	N ₄ ・N ₂	A・L2
主-2-57	馬橋410-2	栄町西3丁目1128-5	N ₃	L1
主-2-58	小山222-1	主水新田473-1	S63.02.22廃止	
主-2-59	古ヶ崎882-1	新松戸7丁目422-3	S63.02.22廃止	
主-2-60	古ヶ崎860-3	新松戸4丁目1	N ₄ ・N ₃	A・L1
主-2-61	古ヶ崎3丁目3312-2	上本郷719-1	N ₄ ・N ₃	A・L1
主-2-62	南花島2丁目31-1	南花島162-1	N ₃	L1
主-2-63	古ヶ崎69	樋野口680	N ₄	A
主-2-64	本町20-2	樋野口938	N ₄	A
主-2-65	本町4-11	松戸1306-2	N ₃	L1
主-2-66	松戸2丁目1834-12	松戸1307-1	N ₃	L1
主-2-67	小山301-1	上矢切465	N ₄ ・N ₂	A・L2
主-2-68	胡録台353-1	松戸1134-1	N ₃	L1

○：一部排水性舗装

□：一部特殊舗装（たわみ、スピードセーブ、ハンブ他）

*：一部特殊舗装

主要幹線2級市道 舗装構成一覽表

No. 3

路線名	場所		舗装構成区分	
	起 点	終 点	現	旧
主-2-69	野菊野8	松戸新田11	N ₄	A
主-2-70	二十世紀が丘戸山町233	松戸新田59-8	N ₄	A
主-2-71	和名ヶ谷1008-6	和名ヶ谷549-1	N ₄	A
主-2-72	稔台464-1	稔台480-1	N ₄	A
主-2-73	稔台268-4	稔台1014-1	N ₅	B
主-2-74	稔台314-1	稔台326	N ₅	B
主-2-75	稔台99-3	稔台1134-5	N ₄	A
主-2-76	日暮351-9	稔台673	N ₄	A
主-2-77	日暮246	五香六実4-38	N ₃	L1
主-2-78	日暮7丁目9	稔台676-5	N ₃	L1
主-2-79	紙敷994-1	和名ヶ谷748-1	N ₃	L1
主-2-80	高塚新田411-4	紙敷1170-1	N₃	L1
主-2-81	高塚新田410-1	高塚新田529-3	N ₄	A
主-2-82	秋山203-3	秋山419-1	N ₄	A
主-2-83	高塚新田612-27	高塚新田569-1	N ₃	L1
主-2-84	秋山754-4	秋山468-1	N ₃	L1
主-2-85	秋山629	大橋185-1	N ₄	A
主-2-86	大橋832	大橋279-1	N ₄	A*
主-2-87	紙敷1550	紙敷1193-1	N ₄	A
主-2-88	和名ヶ谷1415-2	稔台1134-2	N ₄	A*
主-2-89	二十世紀が丘美野里町239	三矢小台4丁目22-1	N ₃	L1
主-2-90	三矢小台5丁目26-1	三矢小台4丁目2-4	N ₃	L1
主-2-91	三矢小台2丁目95	三矢小台4丁目8-7	N ₃	L1
主-2-92	中矢切589-8	中矢切368-1	N ₃	L1
主-2-93	下矢切50-1	栗山651-1	N ₃	L1
主-2-94	小山597-2	栗山348-2	N ₄ ・N ₃	A・L1
主-2-95	下矢切750	下矢切798-1	N ₃	L1
主-2-96	小山222-1	栄町西4丁目1153-1	N ₃	L1
主-2-97	古ヶ崎822-1	横須賀727-1	N ₃	L1
主-2-98	横須賀553	馬橋512-1	⊙N ₅	B*
主-2-99	紙敷1丁目14-1	紙敷1丁目24	N ₅	B
主-2-100	秋山119-1	秋山164	N ₅	B
主-2-101	高塚新田411-7	紙敷1171-1	N ₅	B

○：一部排水性舗装

□：一部特殊舗装（たわみ、スピードセーブ、ハンプ他）

*：一部特殊舗装

占用掘削及びその他の基準

1. 電線、水道管、ガス管又は下水道管を地下に設ける場合について

縦断方向への布設は本管とし、各戸への引き込み管は、原則として縦断方向に布設してはならない。

2. 縦断方向に掘削する場合の復旧範囲の基準

(1) 車道

- ①アスファルト表層復旧の単位は、車線幅員を基準とし、車線ごとの復旧を原則とする。
- ②アスファルト全層復旧幅は、掘削幅に影響幅を加えた幅とする。
- ③センターラインを越えて影響がある（アスファルト全層復旧幅が、センターラインを超える）場合は、両方の車線を復旧対象とする。
- ④道路幅員5メートル未満は、全幅員をアスファルト表層復旧対象とする。
- ⑤道路幅員5メートル以上は、道路復旧に限りセンター振分けによる片側をアスファルト表層復旧対象とすることができる。
- ⑥アスファルト復旧の舗装打継目は、縦断方向を15cm以上、横断方向を100cm以上の段切り施工とする。

(2) 歩道

- ①歩道は全幅を復旧対象とする。
- ②アスファルト舗装以外の舗装（タイル舗装、インターロッキング舗装等）については、①を原則とするが、現場状況等を考慮の上、協議により復旧範囲を定めるものとする。

3. 排水性舗装の復旧断面構成基準

- ①既存道路の断面構成が排水性舗装である路線において、排水性舗装技術指針（案）に従い、排水性舗装の断面構成にて復旧することを原則とするが、道路管理者が必要とする場合は、その指示にしたがうものとする。計画に際しては施工規模や現場状況を考慮の上、協議により復旧範囲を定めるものとする。（一車線のみの復旧の場合も含む。）
- ②排水管取付方法や舗装方法に疑義が生じた場合においては、協議により復旧方法を定めるものとする。

4. 舗装厚、舗装種別等の基準が現況と相違する場合の復旧基準

現況道路舗装構造が道路復旧構造基準を超える構造がある場合には、原則として、現況道路舗装構造により道路復旧を行うものとする。ただし、縦断復旧及び横断復旧における 10m 以上の全面復旧は、道路管理者と協議を行い、指示がある場合はその指示にしたがうものとする。

5. 路線名称によらない復旧基準

松戸市一般の舗装構成であっても、商業地域及び近隣商業地域は N_3 交通、工業専用地域及び準工業地域は N_4 交通により復旧するものとする。ただし、計画（実際の）交通量が、商業地域及び近隣商業地域においては N_3 交通、工業専用地域及び準工業地域においては N_4 交通を超える場合は、道路管理者の指示にしたがうものとする。

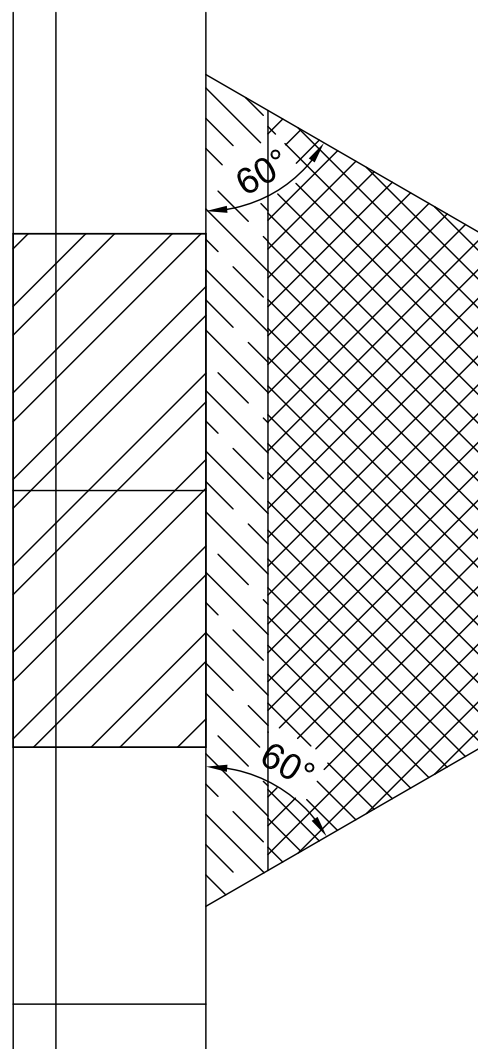
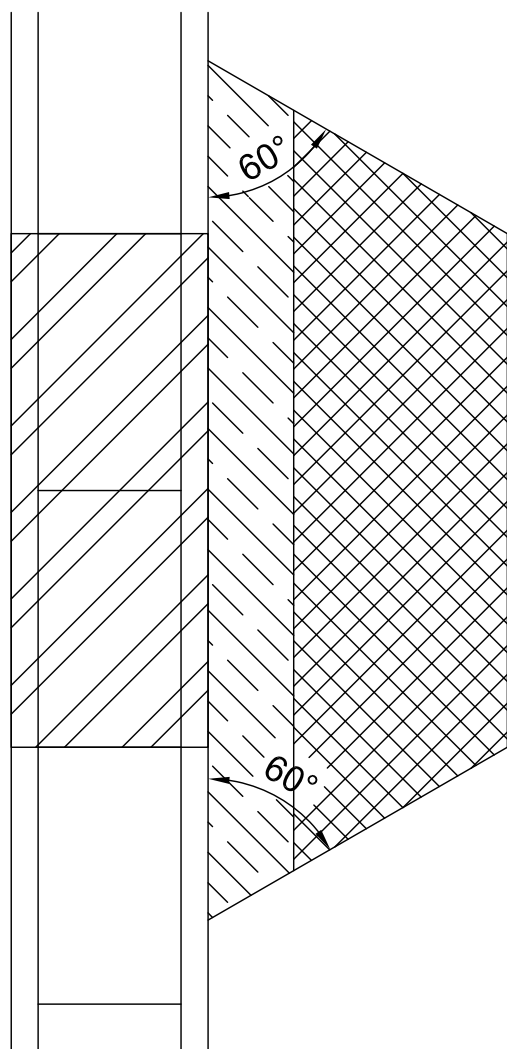
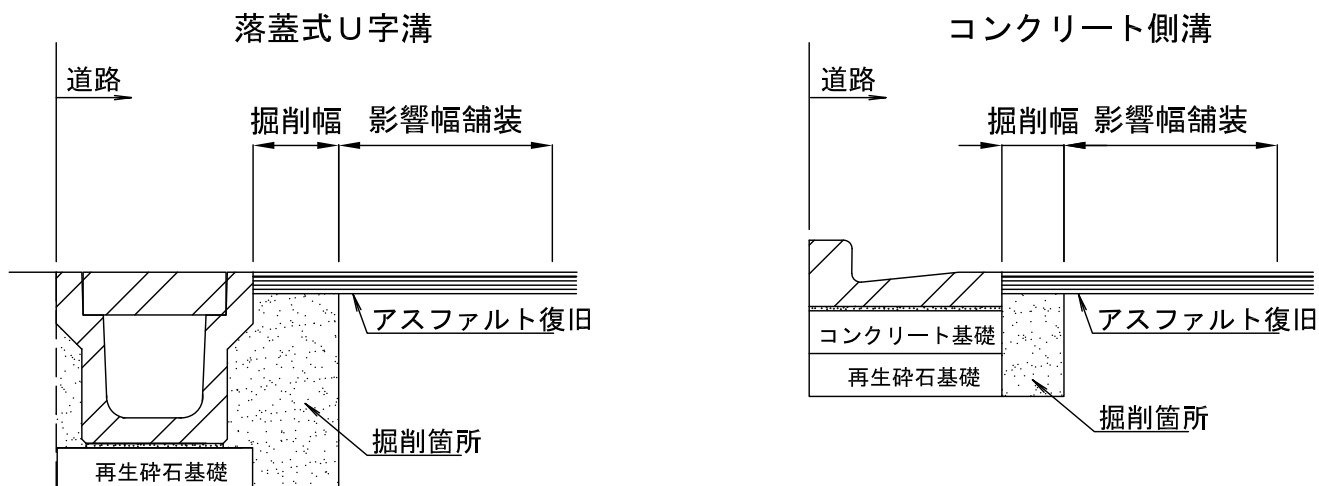
なお、その他の地域においても、大型車の通行が想定される場合は、交通区分による舗装構成とする。交通区分による舗装構成は、歩道の舗装構成においても適用する。

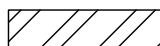


上記の舗装構成及び基準に記載のない特殊な舗装については、その都度協議し舗装構成を含めた復旧方法を定めるものとする。

6. 埋戻しにおける協議

地下水位等により埋戻し箇所に水がたまり、改良土及び良質土による適正な埋戻しを実施することが出来ない場合は、その都度協議し埋戻し材を含めた施工方法を定めるものとする。

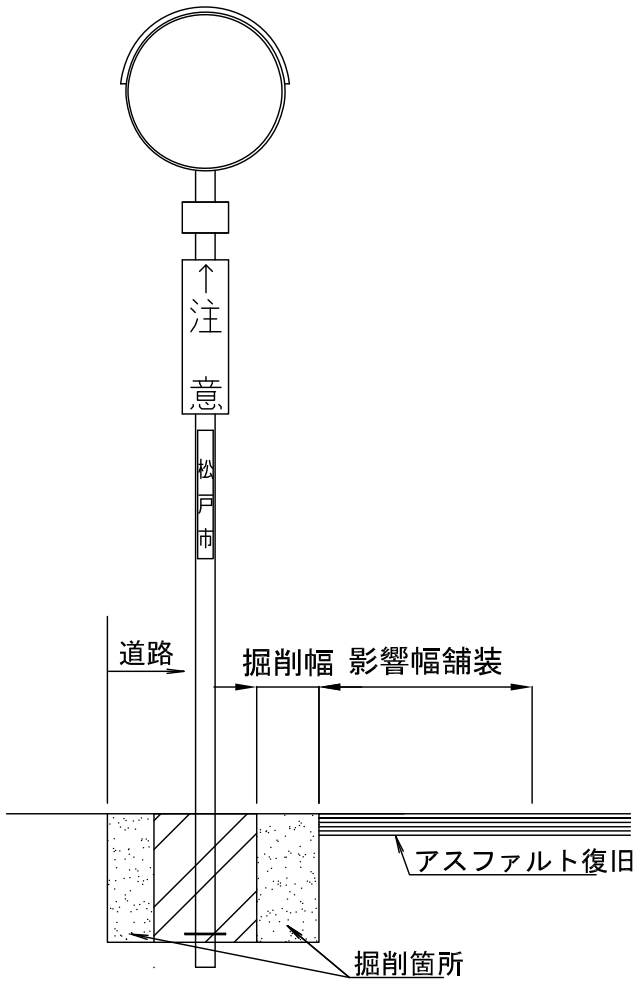
道路附属物等の改築に伴うアスファルト復旧範囲



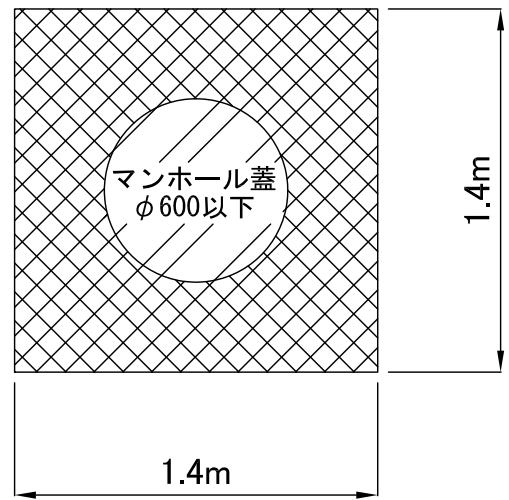
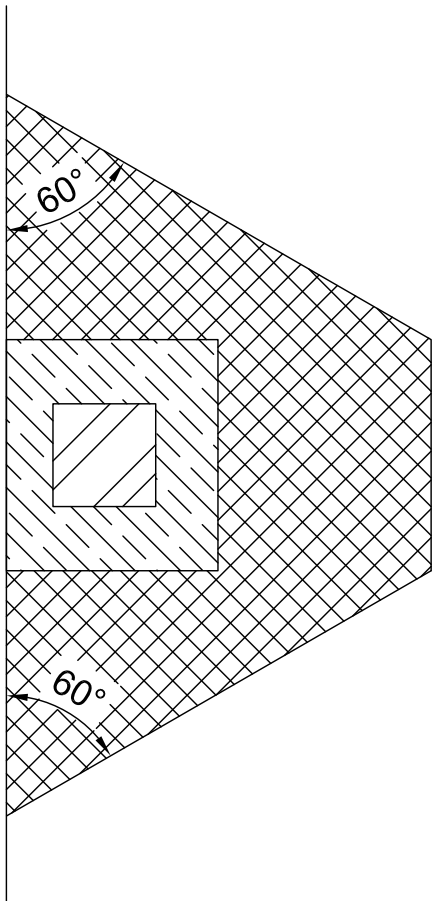
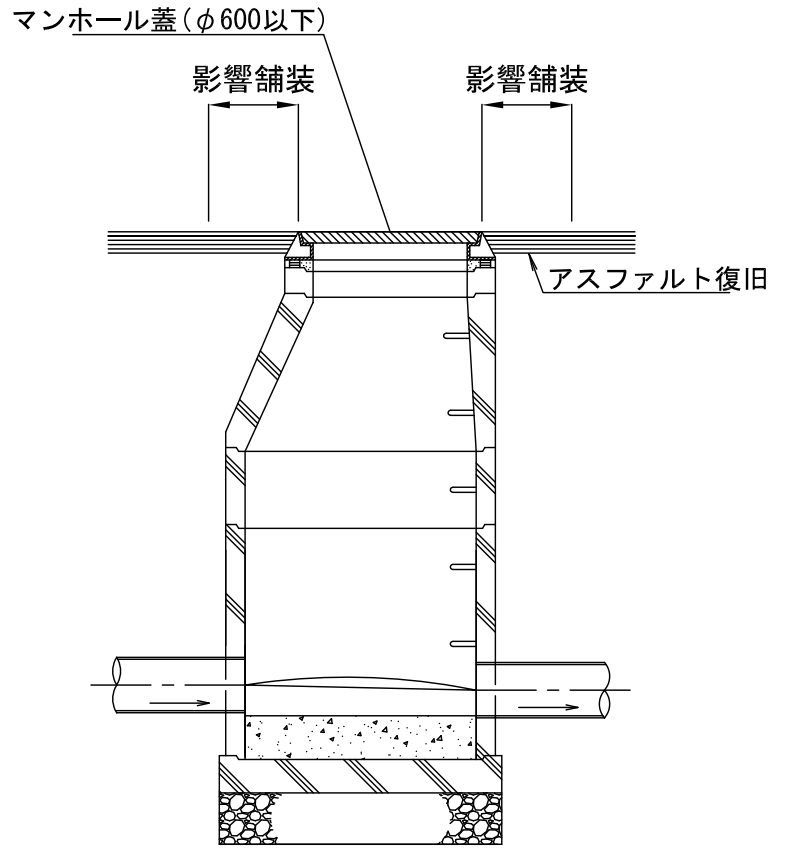
-  構造物改築範囲
-  構造物改築に伴う掘削範囲及びアスファルト復旧範囲
-  アスファルト復旧範囲


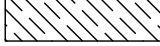
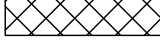
注 掘削行わない場合についても、影響幅の舗装は行うものとする。
現場打ちコンクリートについては、別途協議のうえ決定する。

単柱基礎

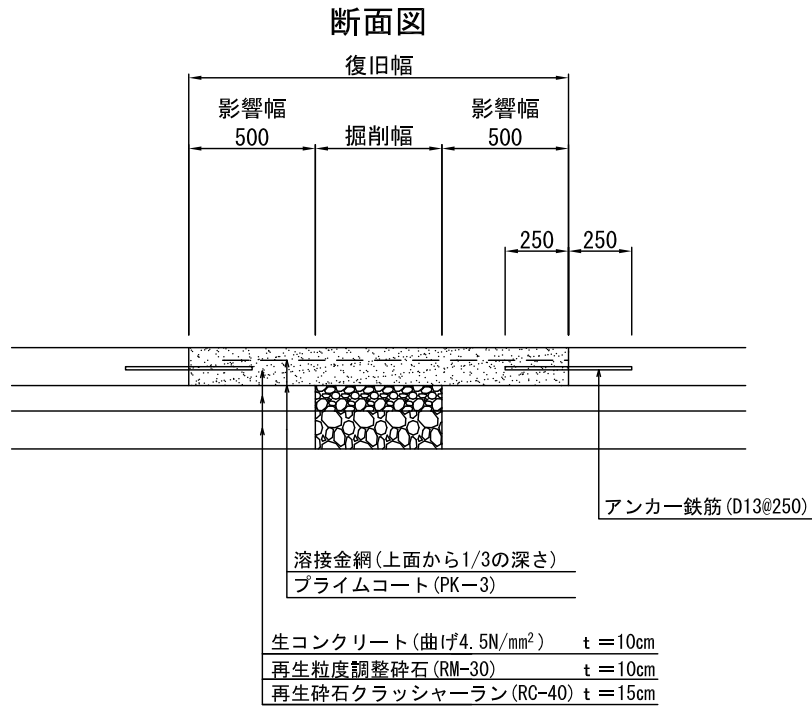


マンホール蓋交換



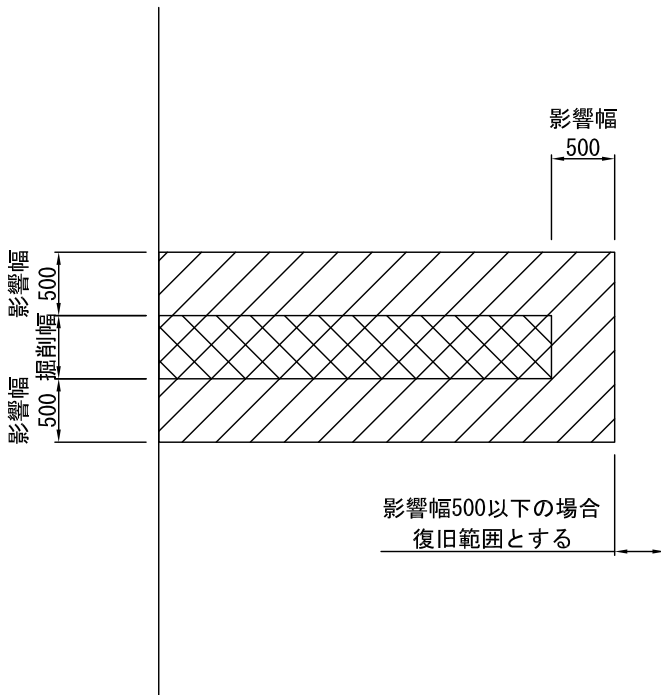
-  構造物改築範囲
-  構造物改築に伴う掘削範囲
及びアスファルト復旧範囲
-  アスファルト復旧範囲

コンクリート舗装（すべり止めリング）復旧範囲等

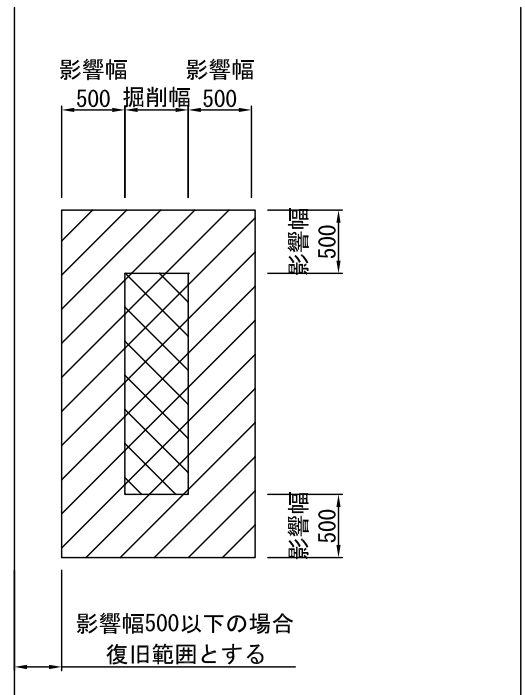


○型ゴムリングの基本的な配置については、現状復旧とする。

復旧平面図（横断掘削）



復旧平面図（縦断掘削）



掘削および復旧範囲

復旧範囲

電線、水道管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について（以下「本基準」という）

松戸市管理道路において電線、水道管、ガス管又は下水道管（以下「管路等」という）を地下に設ける場合には、下記に掲げる基準に従って行うものとする。

記

1 基本的な考え方について

建設省道路局による学識経験者からなる「道路占用埋設物物件の浅層化技術検討委員会」の、管路等を地下に設ける場合における埋設の深さの検討（以下「技術的検討」という）の結果を踏まえ、現行制度の下で管路等の埋設の深さを可能な限り浅くするとしたものである。従って、原則として技術的検討において対象とされた管路等に限って、道路構造及び管路等の双方に及ぼす影響がないと評価された範囲内で、運用を行うこととする。

2 適用対象とする管路等の線種及び管径について

今般の措置の対象となる管路等の種類（規格）及び管径は、事業の種別ごとに別表に掲げるものとする。また、事業の種別ごとに、別表に掲げる管路等の種類（規格）以外のものであっても、別表に掲げる管種と同等以上の強度を有するものについては、当該別表に掲げる管種の管径を越えない範囲内において、今般の措置の対象とすることができる。この場合、埋設を行う者は別表に掲げる管種と同等以上の強度を有することを道路管理者に証明するものとする。

なお、管径はいわゆる呼び径で表示されるものも含むものとする。

3 適用対象となる事業と埋設深さについて

(1) 電気事業及び電気通信事業等

ア 電線を車道の地下に設ける場合

電線を車道の地下に設ける場合、電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に 0.3 m を加えた値（当該値が 0.6 m に満たない場合には、 0.6 m ）以下としないこと。

イ 電線を歩道の地下に設ける場合

電線を歩道の地下に設ける場合、路面と電線の頂部との距離は、原則として車道部分の高さから 0.5 m 以下としないこと。

ただし、やむを得ず、車道部分の高さと当該電線の頂部との距離が 0.5 m 以下となるときは、占用者が所要の防護措置等を講じること。

(2)水道事業及びガス事業

ア 水道管又はガス管を車道の地下に設ける場合

水道管又はガス管を車道の地下に設ける場合、水道管又はガス管の頂部と路面の距離は、当該水道管又はガス管を設ける道路の舗装の厚さに 0.3 ｍを加えた（当該値が 0.6 ｍに満たない場合には、0.6 ｍ）以下としないこと。

イ 水道管又はガス管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合

水道管又はガス管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合、その頂部と路面の距離は、原則として車道部分の高さから 0.5 ｍ以下としないこと。

ただし、やむを得ず、車道部分の高さと当該水道管又はガス管の頂部との距離が 0.5 ｍ以下となるときは、占有者が、所要の防護措置等を講じること。

(3)下水道事業

ア 下水道管の本線を地下に設ける場合

下水道管の本線を地下に設ける場合、下水道管の本線の頂部と路面の距離は当該下水管を設ける道路の舗装の厚さに 0.3 ｍを加えた値（当該値が 1 ｍに満たない場合には、1 ｍ）以下としないこと。

イ 下水道管の本線以外の線を、車道の地下に設ける場合

下水道管の本線以外の線を、車道の地下に設ける場合、その頂部と路面の距離は、当該道路の舗装の厚さに 0.3 ｍを加えた値（当該値が 0.6 ｍに満たない場合には、0.6 ｍ）以下としないこと。

ウ 下水道の本線以外の線を、歩道の地下に設ける場合

下水道管の本線以外の線を、歩道の地下に設ける場合、その頂部と路面の距離は、原則として車道部分の高さから 0.5 ｍ以下としないこと。

ただし、やむを得ず、車道部分の高さと当該下水道管の頂部との距離が 0.5 ｍ以下となるときは、占有者が、所要の防護措置等を講じること。

エ 下水道管に外圧 1 種ヒューム管を用いる場合

下水道管に外圧 1 種ヒューム管を用いる場合、当該下水道管と路面の距離は、1 ｍ以下としないこと。

(4) 歩道埋設時に基準となる車道部分の高さについて

歩道埋設時における車道部分の高さとなる基準点は、その歩道に隣接した車道端部の高さとする。

4 車道における舗装の厚さの定義について

(1) 改良済区間等で舗装構成が明確な場合

改良済区間等で、舗装構成が明確な場合は、その舗装構成における舗装と路盤の最下面を舗装の厚さとする。埋戻材料については、その舗装構成における路盤、路床材料と同等以上のものを使用する。

(2) 未改良区間等で舗装構成が不明な区間の場合

未改良区間等で、舗装構成が不明な区間の場合は、現在の交通区分にもとづき、松戸市道路維持管理基準による「舗装構成」の舗装と路盤の最下面を舗装の厚さとする。交通区分が複数存在する場合には、個別具体的に検討し、占用区間の代表的な交通区分による舗装構成の路盤を舗装の厚さとする。

埋戻材料については、千葉県道路占用工事共通指示書に準拠した路盤、路床材料による。

5 従来の基準の取扱いについて

適用対象となる事業と埋設深さについては、3 に掲げるとおりであるが、道路の舗装構成、道路付属物、土質の状況、交通状況及び気象状況等から勘案し、従前の取扱いによることもある。

6 その他

(1) 道路法施行令第 12 条 3 号の規定による水道管又はガス管の本線について

道路法施行令第 12 条 3 号の規定における本線とは、水道又はガス施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるにあたっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。例えば、水道又はガス施設における基幹的な線以外の線で、水道管又は引込線と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的には水道管又はガス管の本線以外の線として取り扱うことが可能であると考えられるが、最終的には、各事業管理者の判断によることとする。

なお、給水管及び引込線は、同号に規定する本線に該当しない。

(2) 道路法施行令第 12 条 4 号の規定による下水道管の本線について

道路法施行令第 12 条 4 号における下水道管の本線とは、下水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるにあたって道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。例えば、下水道法施行規則第 3 条第 1 項に規定する「主要な管渠」は概ね本線に該当するものと考えられるが、最終的には、下水道事業管理者の判断によることとする。

(3) 本基準を適用する場合は、既設占用物件の把握が重要になる。

不測の事故を防ぐためにも、占用申請者は、占用申請時に既設占用物件を精査するとともに、既設占用物に支障の無いよう設計をすること。この結果本基準を適用することが困難となる場合は、従前の取扱いによるものとする。

また、占用者は、工事施行時に既設占用物件を破損することのないよう細心の注意を払うこと。

(4) 本基準における「3. 適用対象となる事業と埋設深さについて」の土被りについて「～cm以下としない」という記述は、土被りが「～cm」確保されていれば可能とする。

(5) 本基準により許可を受けて埋設する占用物件は、今後不測の事故を防ぐためにも道路法第 32 条 2 項を遵守すること。更に許可を受けた場所に埋設することは言うまでもなく維持管理にも十分注意を払い、道路管理者が竣工図面の提出を求めた場合等「参考図」と言うことがないよう占用者自らが管理すること。

(6) 道路区分が異なる交差点のすみ切部分を占用する場合は、現在の交通区分に基づき上位道路の舗装構成より埋設深さを決定するものとする。

(7) その他記載のないものについては、道路管理者と協議し、申請するものとする。

7 「電線等の埋設物に関する設置基準」の緩和について

本基準において管路等を地下に設ける場合の基準を定めているが、「電線等の埋設に関する設置基準（改正）」（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、無電柱化を実施する路線においては、協議により埋設深さ等を定めるものとする。

別表

- | | |
|---|------------------------|
| (1) ガス事業 | |
| ・鋼管 (J I S G 3452) | 300mm以下のもの |
| ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) | 300mm以下のもの |
| ・ポリエチレン管 (J I S K 6774) | 200mm以下のもの |
| (2) 水道事業 | |
| ・鋼管 (J I S G 5526) | 300mm以下のもの |
| ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) | 300mm以下のもの |
| ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6742) | 300mm以下のもの |
| ・水道用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204 kg f / c m ² 以上) | |
| | 200mm以下のもの、外径/厚さ=11のもの |
| ・ステンレス鋼網管 (J I S G 3448) | 50mm以下のもの |
| (3) 下水道事業 | |
| ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) | 300mm以下のもの |
| ・ヒューム管 (J I S A 5303) | 300mm以下のもの |
| ・強化プラスチック複合管 (J I S A 5350) | 300mm以下のもの |
| ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) | 300mm以下のもの |
| ・陶管 (J I S R 1201) | 300mm以下のもの |
| (4) 電気事業 | |
| ・鋼管 (J I S G 3452) | 250mm以下のもの |
| ・強化プラスチック複合管 (J I S A 5350) | 250mm以下のもの |
| ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) | 300mm以下のもの |
| ・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 54 kg f / c m ² 以上) | |
| | φ 125×9条以下のもの |
| (5) 電気通信事業等 | |
| ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) | 75mm以下のもの |
| ・鋼管 (J I S G 3452) | 75mm以下のもの |

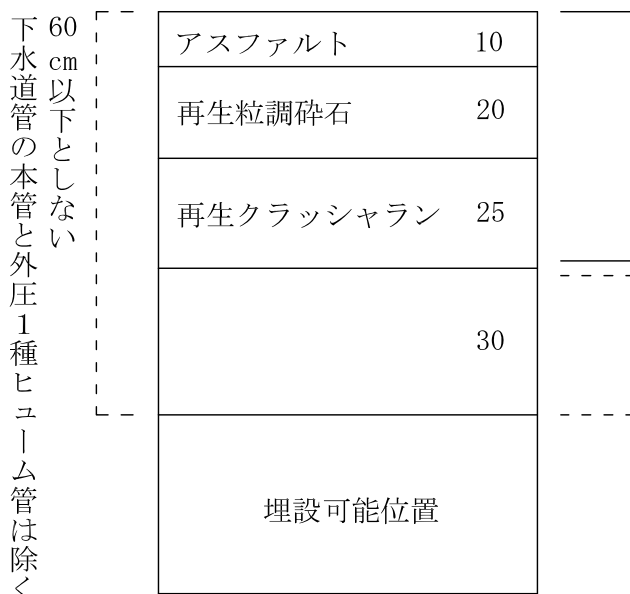
(注) 上記括弧内の規格は、可能な限り J I S 規格を表示している。

埋設管の土破りに関する新旧一覧表

事業名	埋設の深さ（松戸市における運用） （占用管の頂部と路面の距離）		
電気事業及び電気通信事業	旧	新	
電線を車道の地下に設ける場合	1.2m以下としない	舗装の厚さに0.3mを加えた値又は0.6m以下としない	
電線を歩道の地下に設ける場合	0.6m以下としない	原則として車道部分の高さから0.5m以下としない	
水道事業及びガス事業	旧	新	
水管又はガス管を車道の地下に設ける場合	1.2m以下としない	舗装の厚さに0.3mを加えた値又は0.6m以下としない	
水管又はガス管の本線以外の管を歩道の地下に設ける場合	1.2m以下としない	原則として車道部分の高さから0.5m以下としない	
下水道事業	旧	新	
下水管の本管を地下に設ける場合	3m以下としない	舗装の厚さに0.3mを加えた値又は1m以下としない	
下水管の本管以外の管を車道の地下に設ける場合	1.2m以下としない	舗装の厚さに0.3mを加えた値又は0.6m以下としない	
下水管の本管以外の管を歩道の地下に設ける場合	1.2m以下としない	原則として車道部分の高さから0.5m以下としない	
外圧1種ヒューム管を地下に設ける場合	1.2m以下としない	1m以下としない	

車道に地下管路を埋設する場合（例図） [単位：cm]

例 交通区分：N₄

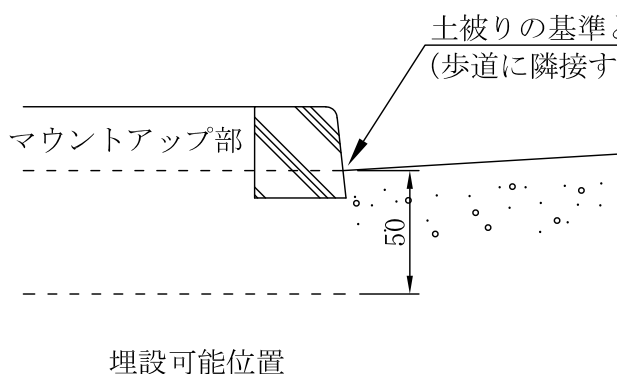


本基準中の「舗装の厚さ」

路盤から30cmを加えた位置に地下管路を埋設することが可能となる。この土被りが60cm以下である場合は、60cmの土被りを確保する。

なお、下水道管の本管と外圧1種ヒューム管については、1mの土被りを確保する。

歩道に地下管路を埋設する場合（例図） [単位：cm]



原則として、点線部分の車道高さの部分から、50cmの土被りを確保する。

そうすることにより、マウントアップ部分が切下げや歩道改良等により撤去されても、土被りが確保できることになる。

現状の許可基準に「車道の高さ部分」という記述はないものの、今後の高齢化社会、身障者のためのバリアフリー化に配慮するためにマウントアップ型は車道と同じ高さへ改良されていくことが予想される。将来この改良を行うごとに占用物件に対策を講じることは効率的でない。

このため、切り下げによっても所定の土被りを確保できること。将来バリアフリー化に支障無く対応するために、土被りの基準位置を車道面と同じ高さになる点とすることとする。なお、前述のとおり従前の基準の適用を妨げるものではない。

車両出入口部の設置基準

1. 車両出入口部

車両出入口部は、自動車が車道と沿道隣接地の出入りに必要な箇所及び幅を定めて歩道部を自動車荷重に耐えるように構造変更するものである。

車両出入口は、歩行者専用道である歩道の一部を車道とするものであるためその設置にあたっては、歩行者等の利便を第一に考慮すること。

車両出入口は、自動車の利用状況に応じて次の基準により設置するものとする。

区分	車種別区分				切下幅 (フラット長)
	総重量	車種	幅	長	
A	0～1 t	軽自動車	1.3m未満	3.0m未満	1.8m
B	1～4.5 t	乗用車・小型トラック等	1.3m～ 2.5m未満	3.0m～ 5.0m未満	3.6m
C	4.5 t 以上	普通貨物トラック等	2.0m～ 2.5m未満	7.5m未満	6.0m
D	同上	同上	同上	10.0m未満	7.2m
E	同上	同上	同上	12.0m未満	9.0m

(注) 現場の状況並びにその他特別な理由により上記によりがたい場合には車両の軌跡図から決してもよい。

2. 歩道の勾配

- (1) 横断勾配は、2%以内の勾配区間を1m以上確保するものとし、歩道幅員等により困難な場合は、全面切り下げを標準とする。
- (2) 縦断勾配は、5%以下とする。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。
- (3) 歩道の切下げにより道路占用物件の土被りが確保できない場合は、当該占用物管理者と協議を行い、防護措置を施すなど占用物件の破損防止に努めるものとする。
- (4) 切下げが連続する場合は、隣接する歩道舗装面の高さを切下げの高さに合わせるなど歩行者の利便性に配慮する。

3. 車両乗入れ部の設置個所

車両乗入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出す場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

- ① 横断歩道及び前後 5m以内の部分。
- ② トンネル等の前後各 50m以内の部分。
- ③ バス停留所、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各 10m以内の部分。
- ④ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m以内の部分。
- ⑤ 交差点（総幅員 7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m以内の部分、ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- ⑥ バス停車帯の部分。
- ⑦ 橋の部分。
- ⑧ 防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする個所、ただし道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。

4. その他留意事項

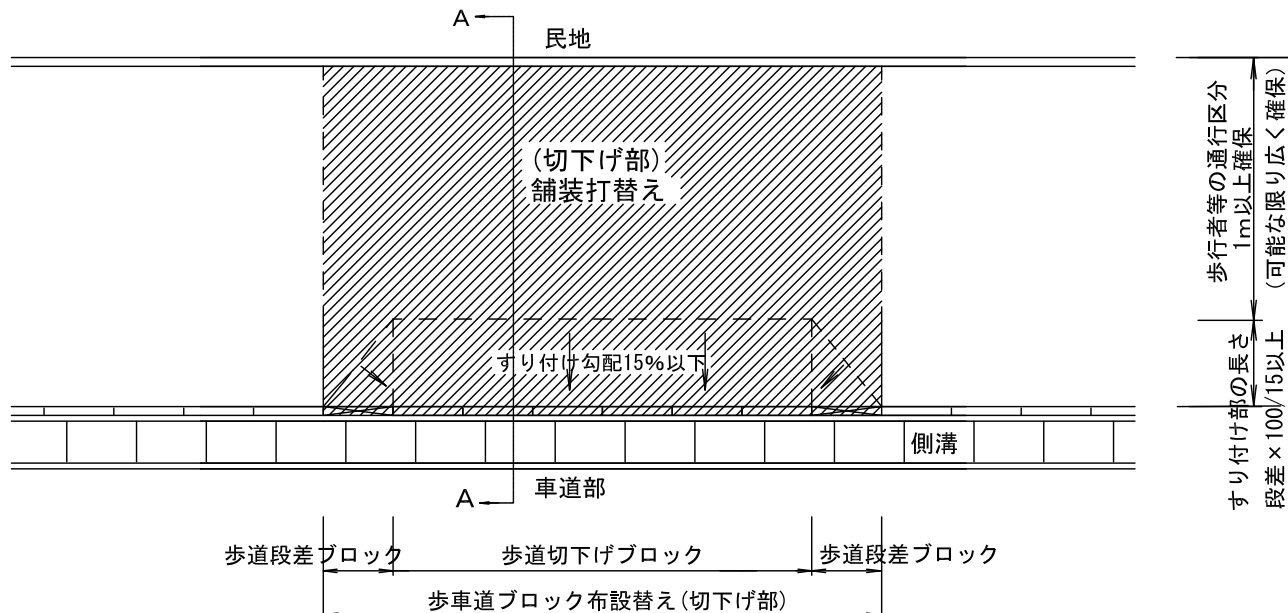
- ① 出入口切下げ区間の縁石は路面からマウントアップ型は 5 cmか 1 0 cmとし、フラット型は 2 cmとすること。
- ② 切下げが連続する場合は、歩道舗装面の高さを切下げ部の高さに合わせるなど歩行者の利便性に十分配慮すること。
- ③ 排水施設
歩道等面が低いために強雨時に水の溜まる恐れが生ずる個所では、雨水ますを追加する等排水に十分配慮するものとする。
- ④ 交通安全対策
車両乗入れ部から車両乗入れ部以外の歩道等への車両の進入を防止し、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じさく等の施設により交通安全対策を実施するよう配慮するものとする。
- ⑤ 歩道と民地とのすりつけ
車道とのすりつけによって歩道等と民地との高低差が生じ歩行者及び自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うよう配慮するものとする。
- ⑥ 隣接した車両乗入れ部からは概ね 0.5m 以上離すこと。

- ⑦ 直角駐車で連続した配置の場合の最大切下げ幅は原則として 6 m 以下とする。
- ⑧ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号) による構造を配慮するものとする。
- ⑨ 不要となった車両乗入れ部は、歩車道境界ブロック、舗装並びに道路附属物(横断防止柵他)を普通歩道(一般部)の構造に復旧する。

マウントアップ形式の歩道での車両乗入れ構造（歩道切下げ）

① 歩道内においてすり付けを行う構造

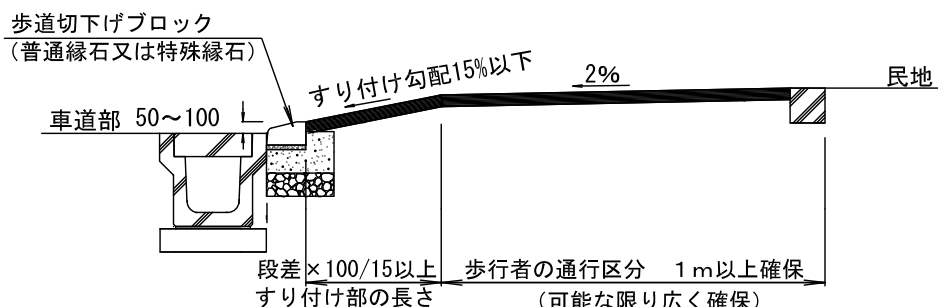
平面図



正面図



A-A断面



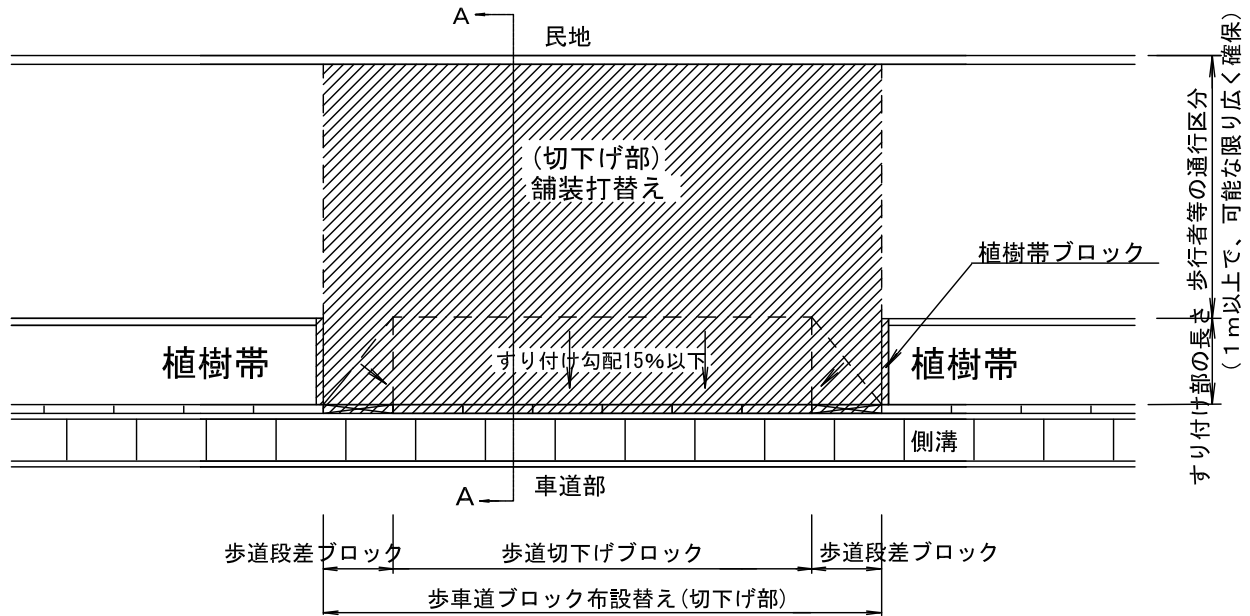
(注)

- ・特殊縁石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。
(普通縁石は段差5cm、特殊縁石は段差8~10cm)
- ・車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝が有る場合等不明な点がありましたら、道路維持課窓口でお尋ねください。

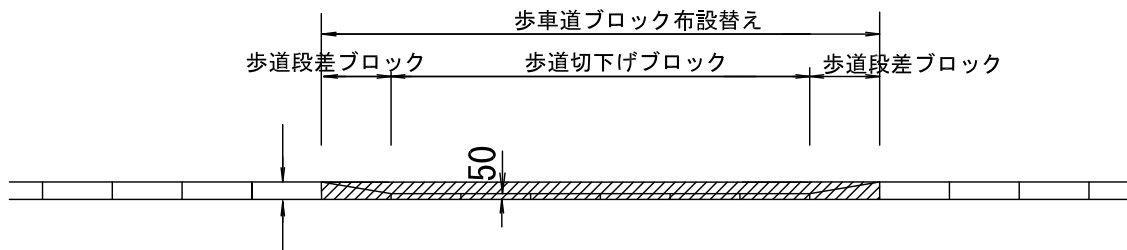
マウントアップ形式の歩道での車両乗入れ構造（歩道切下げ）

② 植樹帯等の幅員を活用してすり付けを行う構造 （植樹帯の幅員内ですり付けを行う場合）

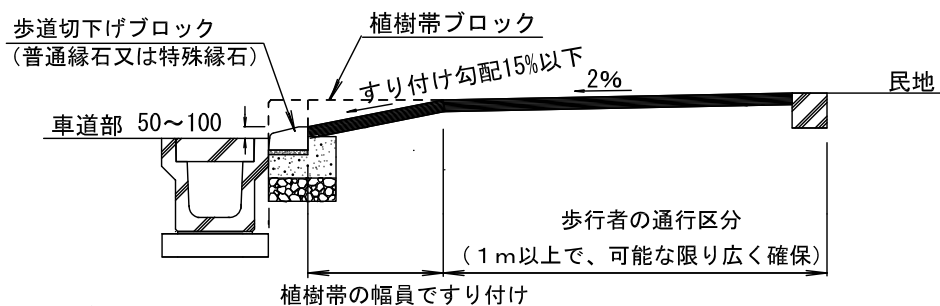
平面図



正面図



A-A断面



(注)

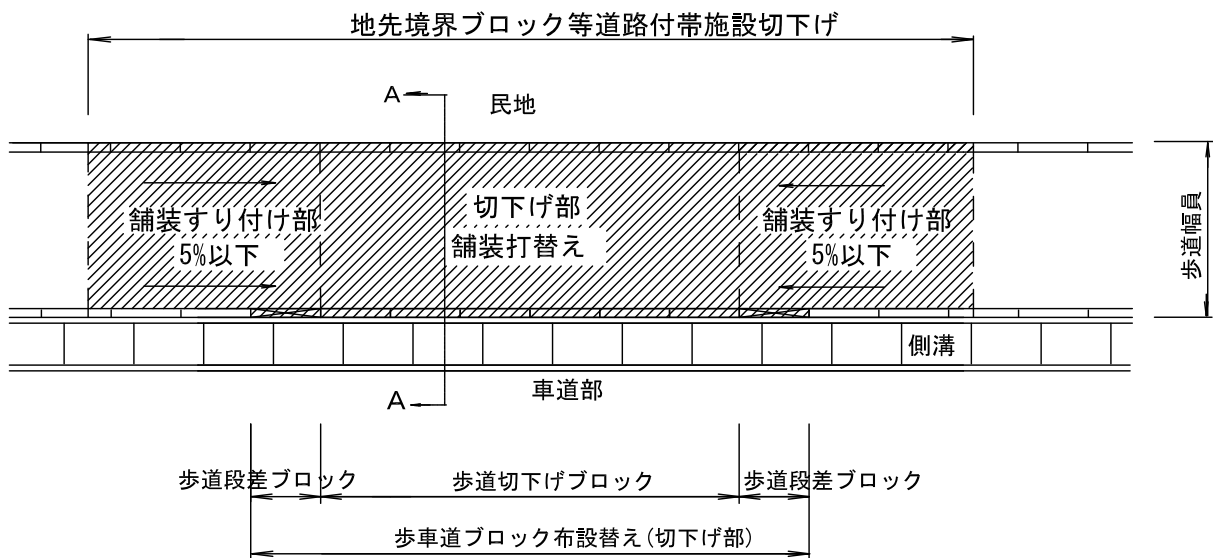
- ・ 特殊縁石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。
（普通縁石は段差5cm、特殊縁石は段差8～10cm）
- ・ 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝が有る場合等不明な点がありましたら、道路維持課窓口でお尋ねください。
- ・ 植栽の移植については、別途申請が必要です。（みどりと花の課）

マウントアップ形式の歩道での車両乗入れ構造（歩道切下げ）

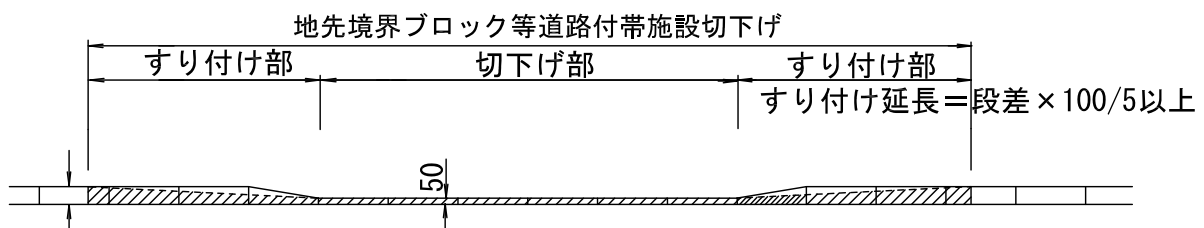
③ 歩道の全面切下げを行う構造

（歩道幅員が狭い場合）

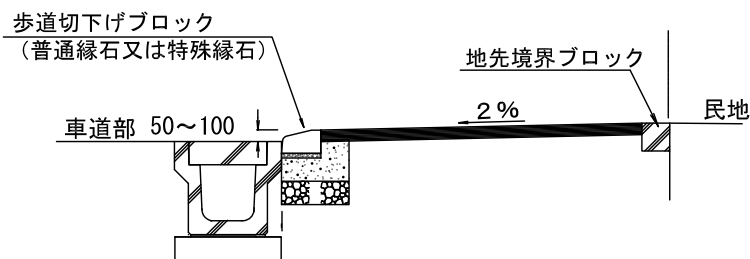
平面図



正面図



A-A断面



(注)

- ・ 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝が有る場合等不明な点がありましたら、道路維持課窓口でお尋ねください。
- ・ すり付け勾配について、やむを得ない場合は8%以下とすることができる。
- ・ 歩道全面切下げに伴い、敷地に接する地先境界ブロック等の道路付帯施についても切下げが必要となります。

